

平成25年第3回基山町議会（定例会）会議録（第3日）						
招集年月日	平成25年9月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年9月11日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	閉会	平成25年9月11日	15時30分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	7番	後藤信八	8番	大山勝代		
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

6. 牧 菌 綾 子

一般質問

- (1) 路上駐車等について
- (2) 町民会館及び体育施設の指定管理者制度について

7. 重 松 一 徳

- (1) 図書館等建設について
- (2) 道路行政について（白坂久保田2号線、本桜・城の上線、日渡・長野線）

8. 神 前 輔 行

- (1) ソフトバンクホークスファーム誘致について
- (2) 認知症の方、家族が安心して暮らせる町づくりに
ついて
- (3) 中学生の通学路について

9. 久保山 義 明

- (1) 公共施設のアセットマネジメントについて
- (2) 子育て支援策について
- (3) 基肄城保存整備計画について

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、牧菌綾子議員の一般質問を行います。牧菌綾子議員。

○3番（牧菌綾子君）（登壇）

おはようございます。3番議員の牧菌です。朝早くから傍聴にお越しの皆様、まずお礼申し上げます。

今回の一般質問は、けやき台の外周道路、また外周道路から一筋入った離合可能な道幅の道路、そして公園にある駐車スペースと、多くの車両が違法駐車されています。以前から問題にはなっておりましたが、また自分のほうに住民の方からの相談も受けましたので、今回このことについてお尋ねをいたします。

1、路上駐車について。

質問要旨の(1)自動車の保管場所の確保等に関する法律の違反に該当すると思われる車両がけやき台の外周道路に多く駐車されているが、その車両数の把握をしているか。

(2)福岡市の博多駅周辺で道路を有料の駐車スペースとして利用している場所があるが、こういう利用の仕方は基山町でも可能か。

(3)北部公園の駐車スペースを、公園に車で来た人が駐車利用することとは別に、その目的外で駐車している車があるという状況についてどう考えているのか。

次に2ですが、これは別の問題で町民の方より御相談がありお尋ねすることにしましたが、ちょうど平成26年からの指定管理者を公募しているさなかですので、タイムリーであったかもしれません。

2、町民会館及び体育施設の指定管理者制度について。

質問要旨の(1)施設運営において、指定管理者制度によるメリット、デメリットを具体的にどういうことと認識しているか。

(2)施設の利用料金はこのままなのか。見直しをするとすればどのタイミングですか。

(3)平成24年度の体育館を利用している団体の数と、1カ月平均の利用者数を示せ。

(4)基山町の公の施設における指定管理者の指定の手続に関する条例第6条の町長に提出される事業報告書はどう反映されるのか。

昨日も品川議員の質問のあった指定管理者制度で、重複する内容の質問もあるかと思いますが、御答弁のほうをよろしく願いいたします。これで1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

おはようございます。

それでは、牧菌綾子議員の御質問にお答えを申し上げます。

私のほうからは1項目めの路上駐車等についてを申し上げますが、(1)自動車の保管場所の確保等に関する法律の違反に該当すると思われる車両がけやき台の外周道路に多く駐車されているが、その車両数の把握をしておるのかというお尋ねです。白坂久保田2号線に夜間駐車されている車両は10台から15台ぐらいであり、そのうち半数が常習車両であると思われます。

(2)の福岡市博多駅周辺での有料駐車スペースと、ああいうのがあがあるが、基山でも可能かということでございますけれども、都市部で道路を有料の駐車スペースとして利用している場所は、交通量が過密で、業務目的等やむを得ず短時間で駐車される方への対応であります。本町の場合は有料の駐車スペースを設置するというその目的には当たりません。

それから(3)の北部公園の駐車スペースを公園に車で来た人が駐車利用することとは別にその目的外で駐車している車があるという状況についてどう考えるかということでございます。公園利用者以外の方が自動車の駐車場として夜間利用されているようでございます。本来駐車場は公園を利用される方のために設置されておりますので、現状を調査し、目的外の駐車に対しては指導をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

2項目めの御質問についてお答えを申し上げます。

町民会館及び体育施設の指定管理制度についてでございますが、(1)の施設運営において指定管理者制度によるメリット、デメリットを具体的にどういうことと認識しているかというお尋ねですが、指定管理者制度のメリットとしては、この制度の導入目的でもある民間事業者のノウハウや活力を活用することで得られる施設管理における効率化や住民サービスの向上、また経費の節減が挙げられます。デメリットとしては、この指定管理をしていく上で、の事務等に係る事務作業の負担が挙げられるほか、町有財産である指定管理施設に対しての町職員の知識が徐々に希薄になっていく恐れがあることが考えられます。

(2)施設の利用料金はこのままなのか、見直すとすればどのタイミングでするのかというお尋ねです。現在財政課において町有施設全般における総合的な使用料等の考え方について検討しており、今後はそれにより出される使用料・手数料見直し基本方針に基づき町民会館や体育施設について利用料金を検討していく予定であります。

(3)平成24年度の体育館を利用している団体の数と、1カ月平均の利用者数を示せということですが、平成24年度1年間における総合体育館の利用者団体数はアリーナで109団体、武道場で48団体となっており、月平均でアリーナが約49団体、武道場が25団体の利用となっております。また、月平均の利用者数はアリーナで5,416人、武道場で4,496人となっております。

(4)番目です。基山町の公の施設における指定管理者の指定の手續に関する条例第6条の町長に提出される事業報告書はどう反映されるのかというお尋ねです。提出された事業報告書は、町が指定管理者の事業実績内容を把握するものとしての役割もありますが、そのほかに基山町社会教育委員で行っていただいている評価のための資料として使っております。その評価を行う上で、出された意見や指摘、要望等は指定管理者に報告し、その後の管理業務の改善等をお願いすることで指定管理者にフィードバックをしております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ではこれから2回目以降の質問をさせていただきます。

まずけやき台の違法駐車に関しては以前も何度か一般質問された問題ですが、今も車庫法

違反にちょっと該当するのではないかと思われる車両が平日・休日を問わずけやき台の外周道路等に駐車されております。まず道幅の広い外周道路、これは若基小学校前を上がった白坂久保田線のことですが、ここと、それから団地内の車両が離合できる道路、その他公園等の駐車スペースと分けて質問させていただきます。

そこでまず先ほどの(1)の質問をいたしました。確認です。まずこの数字ですが、白坂久保田線のあの行きどまりの標識から下に下がっている道路に駐車されているものも含んでの数字でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今のご質問は、パークアンドライドとの間のことでございましょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

済みません。行きどまりの標識というのは白坂久保田線で一度今とめてありますから、下に下っていく道はありますけれども、通じてませんよね。あそこのところに行きどまりの標識があります。その下のほうに下ったところにも駐車されておりますので、出していただいたこの10台から15台というのが外周道路ではあるけれども、その下の部分も含んだかということをお尋ねをしております。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

失礼いたしました。これで町長が答弁いたしましたのは、若基小学校の前から今おっしゃっております駐車禁止ですね、その区間のところの台数でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということはですね、大体10台から15台に、あとプラスアルファで3台から5台は夜とか週末には駐車している車があるということですから、数はさらにふえるということになりま

す。私もその車両ナンバー等は控えておりませんが、大体ほぼ決まった場所に駐車されている車があるというのは認識しております。改めて調査していただいた数が出て、その多さに驚いておりますが、最初にちょっとまたこれも確認なんです、基山町には同じようにニュータウンとか高島団地などありますが、この路上駐車で困っているという苦情なり、あるいは団体長連絡会等で声として記録に残る意見などは出ておりますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

そのようなことは現在のところは把握はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ほかにはないということですので、今回は質問どおりそのけやき台に焦点を絞って質問をいたします。

この違法駐車に関しては7月17日に開かれました3校PTA合同地区懇談会でも意見として出ておりました。それは子供さんが自転車で通学していて、この路上駐車の車があるためにそれをよけるように道路中央に寄って走らざるを得ないので、事故の発生はどうなんだということに心配するというものでした。この事故が発生した場合ですけれども、当然当事者である接触した同士、車の運転者と自転車の運転者で罰則を含めた事後処理はされると思うんですけれども、原因としてこういう違法駐車の車の存在によって危険度がアップしたとしてもこの違法駐車の車は何もとがめられることはないんですね。路上駐車している人に道義的責任はあるとは思いますが、運転する人に気をつけてくださいということでは済まされない問題だと、そういう認識を持っています。じゃあこの違法駐車の車を撤去するにはどうするのかということで警察への通報であろうと思いますが、どうでしょう、各区の区長さんのほうには実際今も相談されている住民の方がいらっしゃいます。最初のこのけやき台団地建設の段階で駐車場が不足してくるということは、大型団地建設には想定内のことだったんでしょうか。それとも対処できるような方策というのはお考えだったんでしょうか。その全体的な考えとしてちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

けやき台団地の方は当初若い方といますか、働き盛りの方が購入されたということですので、当然車、そういったことは所有されるということは前提にあったと思います。しかし、今おっしゃっております通称車庫法の違反といますか、そういったことまでは想定はされていなかったし、その子供さんたちといますか、その子供たちが大きくなって一家に2台、3台といったことの車の購入によって生じてある案件だというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

団地のほうには順調に住民の方が移ってこられる中で、全戸販売が目標であっても、それを完売するには何年もかかります。1丁目、2丁目と、それから3丁目、4丁目では少なくとも5年から6年の居住年数に差があります。その段階で、順調に居住者がふえていく段階で、最初はそういう大型団地建設の折にはその将来の子供さんの分、それから子供さんに限らず奥さんの分、一家に1台ではないのがふえていくだろうということは、大まかな感じでそのイメージはあったでしょうけれども、5年後、10年後というその短いスパンでそうなたらどうしようというような具体的な青写真というのがこういう大型団地の建設の場合にはありましたでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

車を購入なさるときにはその駐車スペースといったものはやはりある程度は自己責任といますか、そういったことで対処していただくのがベストではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

当然ですね、それは。私も自宅の駐車場に関してはほかの方と同様に子供が大きくなり所

有する車の台数がふえたことで、購入時の駐車スペースとは別に敷地内に駐車スペースをつくりました。基本はそうするのが普通というかそうなんですけれども、家のつくり上それがちょっと困難な場合もあるかというふうには認識しております。ですが1つ情報として、先週ですけれども、軽自動車の保有台数が100.2%で佐賀県が全国一という結果が出ております。それぐらい数字上も一家に1台ということで保有しているという状況があります。そこで(2)の質問をいたしました。今現在道路に違法駐車をされている方の車が違法のままそのまま置かれるんじゃないかと何とか利用できないかということでこういうことが可能なのかということで(2)の質問をしたわけですが。お答えの中で基山町では道路をそういう駐車スペースとして利用することは無理ということですので、となると現在こうした駐車をされている現状をこのままにはしておけないということに当然なるわけです。それから7月に白坂久保田2号線改良工事の意見交換会がありました、各区。その中で皆さんの意見を録音させてくださいということでICレコーダーを使われたんですが、そのICレコーダーに入っていない意見として、その行きどまりの看板、今言いました白坂久保田線とめてある行きどまりというこの看板から下の少し下っていく道路を駐車スペースに利用をよしとする意見をおっしゃった方がありました。しかしこれはICレコーダーに入っておりませんから、執行部のほうには届いていないと思います。こういう部分の利用についてはこれから改良工事の詳細が流動的な段階ですのでこれ以上どうなんだということは質問はいたしません、今後利用可能な方法も出てくるかとは思っております。

次に外周道路を除いた車両が離合できる団地内の道路ということでお尋ねをいたします。こちらのほうが問題が複雑であると認識をしております。自分が住民の方から説明を受けたのはこちらのほうだったのですが、どういうことなんだということをイメージしていただけるように、ちょうど弁護士の方のサイトがありまして、道路を車の保管場所として使う隣人対策という内容で出ておりました。相談の内容と回答が出ておりました。ですからちょっとざっとして読みます。どういうことかというのをイメージしていただけたらと思います。

相談内容です。私は違法駐車に悩まされています。私の家は道幅4メートルほどの道路に面した住宅街にあるのですが、私の駐車場の斜め前にいつも駐車している車があるのです。持ち主は斜め前の家の人です。頻度として平日は夜から朝まで一晩中、土日は1日中駐車をしています。そのため私が車を駐車場に入れる場合、二、三回ぐらい切り返しをしなければならず、非常に不便な思いをしています。さらに駐車場から出るときは一方向にしか出られ

ないので、これも不便なんです。こういうご相談に対して弁護士の方の回答としては、駐車場の入り口から3メートル以内は駐車禁止である、この罰則としては15万円以下の罰金ですよ。それからさらにその隣人の方は自動車の保管場所に関する法律11条に違反をしてありますということで、道路を自動車の保管場所にすること、これは3年以下の懲役または20万円以下の罰金というような形でお示しをしてあります。そして、だからといって隣人ですから事が大きくならないように、相談される方に段階的の手續として隣人と直接穏やかに話し合う、警察を間に入れて話し合う、それから相手が話し合いに応じずこれらの法律違反で解決ができない場合には警察に違反事実を告げ、効果がない場合は告発をすると、ここまで言っております。そして、このことをご存じかどうかわからないけれども、駐車禁止違反なら反則金を支払って終わりですが、保管場所法違反は道路交通法違反ではないので反則金は適用されず、裁判を経て罰金を支払うこととなります。罰金は前科になりますと、こういう形でちょっと厳しい言葉が載っておりました。ここまでわかって駐車違反をされているかどうかは疑問ですが、実際こういう手段も含めて悩んでいる住民の方がいらっしゃって、それも1台や2台の台数ではありません。そこでこちらじゃあどうなんだ、何か手当はないのかということでもちょっと考えてみたのですが、6月議会で空き家対策についての質問をした折、対策を考えるほどの数の空き家はないという答えでした。数字的にはそうなんです、実際に売りに出した段階から購入に至るまで、大体1年ぐらいいは空いている状況が多いです。簡単ではないかもしれませんが、家が売れて空き家でなくなるまでの期間、その駐車場を借りるというのはどうなのかということでご相談です。もちろん車の新規購入のためのその駐車スペースとしての利用はできませんが、借りるわけですから当然多少の料金は利用者に負担していただくのがよいかと思いますが、それに関して基山町を転出されるときにその方に了解を得られた駐車スペースに関して管理を各区ですするという。これについて問題点も多いと思いますが、どう思われますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

転出される折には通常の方は不動産屋といいますか、そういった方に管理をお任せになっておるといふふうに思っております。ですので、議員おっしゃいますように空きスペースを利用するというのであれば、やはりそうしようと思われる方が不動産屋といった仲介をさ

れる方のほうにお話をしてもらうのが一番早いのではなかろうかというふうには思っておりますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ということは町として考えるというより個人的にということであろうと思いますが、これに関しては以前自分の前の家の方がおばあちゃん1人残して転勤されるときに、防犯にもなるので車を置いてもらっていいですよということで、ちょうど息子の車があったものですから下のほうに置きにいついたんですけれども、声をかけていただきまして半年近くそういう借り方をいたしました。契約ではないのでお金では失礼になりますので品物を持っていったのですが、一時期けやき台でも泥棒の犯罪がよく起こっていましたので、防犯も含めてこういう利用の仕方もありかなと思って一応一案として、まあ無理であろうと思いますが、どうなんだろうということで意見として出させていただきました。

次にその他公園等の駐車スペースについての(3)の質問です。これについても3校PTA合同地区懇談会で基山交番の天本所長から、北部公園にある駐車スペースにおいてある車の車上盗難による被害の報告がありました。公園の空いている駐車スペースに夜の間ずっととめてある車です。もちろんここは公園を利用する方のための駐車スペースですので、こういう駐車の方法が路上駐車ではないけれども法律上の罰則などはどうなっているのか、ちょっとまず教えていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

基山町に幾つか公園がございますけれども、その駐車場、北部公園といわず中央公園もありますけれども、やはりそこに夜間に駐車されている方は多少見受けることはあります。しかしそれをもって法律に違反するかということでございますけれども、それを罰する法律はないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

法律がないということになると、お答えの中にありました指導していくというのはどういう形で指導していかれるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

職員がそこをある程度の期間、見張るといのはおかしい表現ですけれども、そこにおりましてある程度の、よくフロントガラスあたりのところに駐車をやめてくださいといったような張り紙、そういったものをやっつけていかなければならないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

そうすると、職員の方が夜、言い方は悪いけれども見張るとい形になると思うんですが、それってどういう、イメージがちょっと浮かばないんですけれども、そういう駐車してある車に町としてここはそういう目的で使用しないでくださいというようなステッカーなり文書を張るといのか、それか当然車ですから車の番号等々ありますから、それを調べれば本人がわかると思うんですが、どこまでをこういう駐車をやめてくださいというふうに持っていけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

明確に。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まず第1点は公園、夜間の照明がついておりますので、夜間の照明がついている間はなかなか公園を利用されているのかというのは判定をしにくいと思います。しかし、照明が切れた後につきましてはやはり通常公園を利用しているというようには判断されないと思いますので、そのことを考えております。それから、もともとそもそも御質問がありました車庫法の中で普通車両は届けが必要なわけでございますので、その保管場所というところに通常は駐車をしなければならないというのが原則でございますので、そのあたりはそれをやはり遵守していただくというのが前提ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

ずっと前ですが、一度だけカーブのところにもいつもそういう路上駐車をしている車があって、近隣の方が迷惑して警察に電話されたことがあって、警察のほうが、不定期ですのでもいつ来られるかわからないんですけども、そのときにたまたま朝、自宅の駐車スペースが2台とか3台縦に駐車できるスペースのつくり方をされているお宅で、朝早く出るからご主人が自分の家の間に置いていたと。それで結局この車庫法違反でかちゃんとやったものをつけられて、朝一で鳥栖警察署のほうに行かれたということが以前あったんですが。本当にそういう形で皆さんに御迷惑をかけて駐車されている車と、それも違法駐車ではあるんですけどもたまたまそういう状況でしていたというのと、そういうのというのは言いわけできないからそのときたまたま8時間路上に駐車していたということでだーっとやられたということがあったので、一律警察にじゃあもう取り締まってくれって言って、やれるのかなという、その辺がちょっと疑問なところもあるのですが。以前そういうことがあったので、下の駐車スペースは夜になって公園に来られない方が使う分には、路上駐車と違って例えば離合がしにくいとか自転車が来たときに危ないという先ほど言いましたようなそういう状況は起きませんから、いいじゃないかって思われる方もちょっとあるんですよ。違法ではあるけれども罰則もないしという。こういうことでどうでしょう、このまま指導はしていくとなっても指導をきちんと受ける人ばかりじゃないですからこのまま仕方なしとそのままだとされますか。それともきっちり、けやき台とかタンク下のところは以前は違法駐車されていましたけれども、それはちょっとよくないということで今はチェーンというんですか、あそこで駐車できないようになっていますが、何かそういう手だてというか、何かされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まずはやはり現況を把握いたしまして、そのようにいきなりそういうことじゃなくして、やはり指導といいますか、そういうとめてある方のモラルといいますか、そういったものを大事にさせていただくような指導をしていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

ということは段階的に指導も含め、調査も含めやっていただけるとのことと思います。

そのけやき台も1丁目から4丁目までありまして区によってそういう自宅以外の駐車スペースの利用状況というのは一律ではなくて、1丁目あたりは原歯科さんがそこに来られる方に夜お使いになって結構ですよというような形で提供されているというふうに伺いましたから、そういう点では十数台違法駐車じゃない形で駐車できますし、かといってじゃあ4丁目はそういう形で例えば公園が夜消灯した後に利用者がいないから危なくもないし、車上盗難にあっても自己責任だからいいよ、置かせてくれとなったときにどうなんだって、町のほうにそれはそれで違法駐車を何台か減らすという意味では認めていいよというような考え方はないですか。一応各区でいろいろ問題点があって違って、今回はけやき台の違法駐車ということでしたんですけれども、質問するに当たっていろいろ見てきますとやはり各区で一律ではないので、けやき台としてと全面的にじゃあこれをとお願いするときにやはり部分部分で、使えるとしたら先ほど言いましたように外周道路の道路幅が広いからそこを何とか、でもそれは無理ということでしたし、それから公園等でしたら昼間の公園を利用されている方が駐車スペースとして利用できない形でなくて、照明が消えて要は公園に来る人がなくなったときに使っても大丈夫なんじゃないかってそういう利用の仕方とか、少し条例等々に含めたら違反にはなるであろうけれども、苦肉の策というか、何とかそういう違法駐車をなくしてルールを守って生活していくように持っていきたいとしたら使えるものは使えないかということでもう1回お尋ねなんですけれども。そういうことで例えば特例ということはないんですけれども、認めるような形での何かというのは案としてないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

また話がもとに戻るかもしれませんが、まずはやはり車庫法といいますか、その時点で車の保管場所というのは指定されておりますので、それを守っていただくということですね。ですからそれを守っていただくことによっていろいろな場所の駐車といいますか、それはなくなるわけでございます。それと、議員おっしゃいましたように団地の中でそういった空きスペースといいますか、そういったものを優先的に検討いただくというのがなくす方法ではなかろうかと、違法といいますか、そういった駐車をなくす方法ではなかろうかと、うふうに思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

やはりそういうルールは守らなきゃいけないということですね。先ほど相談内容を紹介しましたように法的に違法駐車は安全面だけでなく近隣の人々の人間関係も壊す大きな問題もはらんでおりますので、地域の問題としてさらに詳しい実情の把握をしていただいて、安心安全なまちづくりということを地域の方と一緒に解決に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に町民会館及び体育施設の指定管理制度についてのお尋ねをいたします。

指定管理者制度から管理委託制度に戻っている自治体もあると聞きますが、平成26年から30年までの5年間の指定期間で、今月の2日から30日の提出期限で基山町は指定管理を募集しております。これは以前から言われていたこの制度のメリット、デメリットを認識した上での判断ということだと思いますが、指定管理者制度のデメリットで業務の範囲、仕様等を詳細に協定しなければならず、弾力的な運営ができにくくなる可能性があるという説明を読みまして、具体的にそれはどういうイメージなんだろうかということでこの(1)の質問をしたわけですが、先ほどの文言の中に平成15年9月2日施行の地方自治法の一部改正の概要を説明したのですが、施設管理上金銭的にコストダウンしたことは説明を受けて認識しております。ただ改正の趣旨に「管理に民間の能力を活用するとともに、その適切な管理を確保する仕組みを整備し、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的とする」というふうにあります。今の基山町はそれに向けて一定の成果は出していると思いますが、まだ改善する点が幾つかあるのではと思います。まずその点、ここをこうしたいとかこうしようと思うというような具体的な考えはお持ちでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

どうですか、回答は。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在仕様書の中でそういった業者の自由度とか裁量あたりは十分検討した上で仕様書をつくっておりますので、その中で指定を受けられた業者がその範囲内でされるものと認識しております。（「教育委員会がどう考えておるか」と聞かれている。どういう改善を」の声あり）教育委員会といたしましては、例えば修繕料等を町民会館におきましては年額100万円

とか1件当たり30万円とか、そういう限度内であれば業者のほうに自由に、すぐに修繕等ができるような形とかで規定しておりますので、その辺は教育委員会としても業者の活動がしやすいような形にはしておると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

ちょっと今の答えのところで確認ですが、ということはそれは業者の方のほうから修繕に対してこういうものをこういうふうな形で修繕していただきたいという申請があった時点でこの年額100万円であるとか1件当たり30万円とかいうことで、そちらのほうで審査をして、これをその金額を出されて修繕に充てるということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

費用の算定の中に1件当たり30万円とか年額100万円を超えた場合には教育委員会のほうで負担しますということで、その金額以下の分はもう委託料の中に計算上入っておりますので、その中でお客さんからここが修繕が必要ですとか壊れていますよ言われればもう全然相談なしに、もう業者ですぐにでも修繕ができるような形にいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

少し後でその修理に関してお尋ねをするつもりですから、それに関してはそれ以上は聞きません。

先ほどの文言の中でまた別のことなんですが、最終の権限を残したまま指定された法人に管理を委ねる制度ということで、利用承認等処分について使用料の強制徴収や不服申し立てに対する決定など法令上地方公共団体あるいは町に専属的に付与された行政処分は行えないとあります。これは利用者と管理者の間の単純なトラブル、例えば利用に関してこういうふうにご利用してくださいねというふうに説明をしたとか、いやそういうことは聞いていないからこういうふうにしたとかいうようなことで単純なものじゃなくて、どういうことを想定されたものなのかちょっと文言を読んだだけでわからないので教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

例えば宗教団体が特定の宗教を広めるためにそういう使い方をする、集会をすると、極端に言えば信者をふやすために町民会館で募集の集会を行うとかいうことは本来の使用の目的に違反しておりますので、そういうものは許可はできないと、指定管理者だけではですね、そういうものも想定しております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

では幾つかその利用者と管理者の間でトラブルがあった内容はちょっと耳に入ってきているんですが、内容的にいえばどちらかといえば利用者の方がきちんと説明を聞いた時点で把握をしていなくて、自分がそういうふうに思い込んで聞いていたという場合が多いんですが、実際苦情等で役場のほうに連絡をされているみたいですが、こういうときの対応はどのようにされていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

先ほど議員おっしゃいましたように意思の疎通のすれ違いが結構多うございまして、私どものほうに意見を聞いて指定管理者のほうにお話をすると、指定管理者はこういうこと言ったつもりだったけれども受け取り方が違っていたということで、実際そうしたらどうということなんだということでお話をして、また指定管理者のほうからもおわびを入れて、丁寧な説明が不足しておりましたということで1件1件解決するようにいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この施設利用に関しては指定管理者制度では個々の使用許可を行うことが可能とあるというふうに書いてありますが、これは趣旨の中にある民間の能力を利用して柔軟に判断して使用の許可を出すということによろしいでしょうか。なぜこういうことを聞くかということ、ど

つちかなって判断に困るような利用の仕方を利用者が言われてきたときに、管理者として自己判断というか、そういうことがあったような事例をちょっと聞いたものですから。わかりますか、言っている意味。（「質問の意味がわかっている」の声あり）ちょっと具体的に言いましょうか。これはどういうことかといいますと、朝、昼、晩と利用者の方の利用料金も違うけれども、時間が設定されていますよね。その中で1時間、例えば使った部屋の掃除とか何か次の借りられる方への準備として1時間空いていると。だけどそれは利用される方はちょうどそこ1時間、どこも借りていないから空いているでしょうということ。借りたいと来られる方があったそうです。ですけれどもそれは朝、昼、晩と設定している時間で次に入っていらっしゃる方たちが利用するのに準備をする時間、掃除も含めてですね、そういう時間でとってあるからそれはお貸しできないんですよということで説明をしたら、いや30分いいと。1時間もいらないと。自分はこういう使い方をしたいので30分貸してくれというようなことでちょっと問答があって、そして最終的にはこの金額でよろしいですかということでお貸ししたそうなんですけれども。そういうことで役場のほうにもこの女性なんですけれども、若い女性の方なんですけれども、電話をされているみたいなんですけれども、その話は聞かれましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

町民会館、体育館等は午前、午後、夜間というふうな借用の区分にいたしておりますので、保健センター等は時間で借用を設定しておりますが、そういう事例はちょっと把握はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

これは私は直接町民会館のほうの方から聞いているので、そういう利用の仕方を利用者が貸してほしいということで来られた場合に、一応本当は1時間とかそういう設定時間で次の方のためにとっているからお貸しできないんですよと説明をしても、利用者のほうはもうそういう形で貸してくれ貸してくれということで一問答あって、最終的にじゃあそこまでおっしゃるならこの30分ご利用いただけるようにしましょうというようなことで。だからそうい

う判断は指定管理者のそういう方が判断するものなんだろうかと思って、それでちょっと今の質問をしたわけなんです。そういう実際上がって役場のどの方が対応したかというのも知っていますけれども、ここでお名前は言いませんけれども、そちらのほうに声として上がっていないということです。こういう苦情の内容が使用に関しての規定と管理の面で時間の解釈の仕方ですね、これから起きたものですので、どういうふうに判断をするのか、いやもうこれは規定ですから絶対そういうことで利用者の方が無理を言ってこられても絶対もうこれは貸さないでくださいと、その管理者制度の上で委託をされる町が決めてそれを判断しておっしゃるのか、その辺がこの指定管理者制度を読んでも微妙なんですよね。それに関してはどう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

結局牧菌議員が言われるのは、その指定管理者の職務権限が時間の変更まで及ぶか及ばないかという基本的な問題だから、それは町の教育委員会の指示を受けなければだめなのか、指定管理者がみずからそういう判断をして30分で貸せるのかという重要な案件です。

（「済みません」の声あり）原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

貸出時間につきましてはそういう区分設定を現在いたしておりますのでそれに従って貸し出しをするほかありませんが、現在使用料の基本方針を見直し中でございまして、どういった貸し出しの方法がいいのか、時間のほうがいいのか、そういう午前とか午後という固まりでの区分設定がいいのか、つくっておる最中でございますので、今後はその辺に盛り込んでいきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

文言でずっと言ったのは、要するにもうそういうことがあったら、済みませんここは指定管理者でこういうことを受けておりますけれども、それ以上のことでもしおっしゃるんですたら町のほうにおっしゃってくださいということでぼんと言っているものなのか、結局指定管理者として任されているからその辺はもしそこで融通がつかならそういう形で利用していただける人にサービスを提供するということですかというところの、結局微妙なところでちょっとお尋ねをしたかったんですけれども。ちょっと何かかみ合わないようですので、

次の質問に、その辺はまた委員会等できちっと聞いていきたいと思えます。

次に2番目の使用料金についてのお尋ねです。このままなのか見直しをするならどのタイミングかとお尋ねしましたが、これに関しては現在財政課のほうで検討しているということのようですので。具体的に、町民会館と総合体育館とありますが、総合体育館に絞って金額例を挙げますと、トレーニング室では1時間200円で、11回分を買いますと2,000円で1回分が無料となるという。これが民間のよさかなというふうには思いますけれども。アリーナのほうは全面で1時間1,200円、あとは使用する広さで金額は600、400、200、150円となっております。利用者になれば安いほうがいいのですが、指定管理者制度ではその利用料金制度を採用することができるかとあります。これは条例で定める範囲で設定可能となっておりますが、基山町の条例にその項目を見つけ出せなかったのですが、利用料金というのはそもそもどういふふうで設定というか、検討されているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在の使用料金につきましては、開館当初に皆さんに利用していただくということで教育委員会のほうで内部協議をいたしまして、近隣市町村とかそういう状況を比較検討しております。今回見直しについては受益者負担の原則とかそういうものを含めまして財政課のほうで全町的に再検討しておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

多分料金が安いという声が上がっているからだろうと思うんですが。町外居住者の方の利用は2倍ということで金額がなっておりますが、これは申込用紙に自己申告で借りたいという方が名前なりを書くときに、住所で判断されていますか。どういうチェックがされていますか。自己申告だけのチェックですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基本的に自己申告により良心的にされておるといふふうで判断いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

これに関しても利用者は町外の方ですが、2倍の金額になるということで、知り合いが町内にいればその人の名前を書くと、こういうことをしていることがあるというのはちょっとお聞きしましたので、自分でしっかりそれを事実確認していませんのでこれ以上の質問はしませんが、自己申告というのがどこまでチェックされているんだろうなというのはいちよつと疑問になっている点です。

それから町民会館のほうで、これもちょっと耳に入ってきたことなんですが、会館の使用趣旨とは異なり、先ほどは宗教団体に関しての集会等は認めないということでしたが、内容がはっきり申告された内容とは若干違って、物品販売等を目的に利用されているという方もあるというふうに聞きました。こういう点の判断も申告をされる時点で指定管理者の方にお任せしてあるんでしょうか。自己申告ということは私はこういうことをします、こういうことはしませんということで目的を書かれますけれども、実際何かやっていたら違うことをやっているよねというときはどのようにあとされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

例えば展覧会をしますと、色紙展をしますとかあって、それを欲しい方に販売しますというのは許容の範囲というふうにいたしておりますので、一律売買行為が禁止ということではありません。ただ、販売だけの目的のために、寝具販売をするとか、そういうことだけできるといふのは趣旨に反しておりますので、そういうのは禁止いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

先ほども言いましたように町外の方は2倍の金額を払うけれども、自己申告ですよ。そして町内の方の名前を書けば町内の方の安い金額で借りて、そしてこれが本当は先ほど言われたように絵画にしても見せるのが目的で売ることが目的ではないというふうにしても、最終的にそこで売買が行われれば収益としてそこを借りた方は上がるわけですね。自分のと

ころに何がしかの金額が落ちるわけですね。だからその線引きですね。持っていき方、最終的にはやはり売れて、借りたけれどもこれだけ売れたからこれだけ今回時間を使ってたけれども収益として上がったということになっても、申告時点でそれはいやこういうことが目的ではありませんというふうに出していたらそれは認められるわけですね。だからこういうところの判断というのを結構聞くと指定管理者でそこにお勤めの人なんかは、どうしようかなと判断するときにはいちいち町のほうにこれいいですか、こうしてもいいですかということは聞けないわけですから、よほどちょっとこれはおかしいというときは御相談なさるようですけども、大体その辺はその指定管理者の方の判断ということになりますけれども。結構聞くと線引きはちゃんと一応あるようですけれども、その借りるに当たって。こういうところはどうなんでしょう、結局漏れ聞こえてくるんですね、そういう声というのは。そちらに聞こえないかもしれないけれども、こういうちょっとおかしい借り方をしているとか、こういう形でやっているよというの。そういうのというのは次に結局報告書ないしどういう形で反映されていくかということにずっとつながっていくんですけども、通常苦情として上がらないと聞こえてきませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

町民会館並びに体育施設につきましては、その目的がございます。文化、スポーツの振興とか、そういう目的に沿って使用していただくというのが本旨でございますので、それ以外の方で実際使用されたということであればやはり注意、指導はしていかなければならないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

この辺微妙なところですから、それ以上どうのこうのと聞いても線引きは難しいであろうと思いますけれども。

次に3番目の質問で、どれぐらいのじゃあ利用者があるんだということで、もともと町民の方からちょっと聞いてほしいと言われていたのは体育館のトレーニングルームのことだったので、1年間の利用者数をちょっとここで尋ねいたしました。そこで一応体育

館にある施設、トレーニングルームの使用に関しては現在ランニングマシンを中心に30台ほどあり、月額の利用者は1,000人から1,200人ということでした。先ほどのお答えからしますとアリーナ利用者は1カ月平均が5,416人ということですから、このトレーニングルームでの利用者の数は約この5分の1に当たります。結構大きなウェイトを占めていると思います。それで、この数字はことしの5月に伺った数字ですので若干今は上下しているかもしれませんが、ここのマシンが故障したものがあってフルに利用できていないという状況があるということ。先ほど100万円以内であれば修繕はできるというふうな、100万円のできる金額じゃないのかもしれませんが、まずその管理者のほうからこういうふうに故障しているんだと、使えない状況で今何台かあるんだということは報告として上がっているということで認識はよろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

まず冒頭に、トレーニングルームとアリーナの利用者は重複しておりません。アリーナは総合体育館のアリーナの利用者でございまして、トレーニングルームは個人の方の数字を全協のときにお出ししましたけれども、その数字で推移しております。

修理の件に関してですけれども、先ほど申しました1件当たりの限度額を超えた場合は相談をうちのほうにされますけれども、その限度額内での修理についてはもう指定管理者の中で随時修繕されますので、今回のこの御指摘のトレーニングマシンにつきましてはその1台の軽微な修繕については上がっていませんが、全体的な見直しと、このトレーニングマシンがもう12年目に入りまして全体的な見直しを入れかえを含めて検討してほしいというような御相談は上がってきております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

今おっしゃったように私も聞きに行ったらもう既に使い始めて13年ぐらいになるということですから、修理をしながらずっと使っていくとしても多分年数的に修理するにしても部品があるであろうかということもちょっと疑問なんです。ちょっとそこで文面にして記録として残したということではないようですが、このマシンが5年をめどに入れかえるとい

うような計画をしているんだということで町のほうとはお話をしているんですよということをおっしゃったんですけれども、その辺は、担当が変わられたからわからないのかもしれませんが、通常こういうマシンは十何年もずっと修理しても使い続けるのはちょっと難しいかなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のマシンについては先ほど修理ができずに使えないというものがあるというふうにおっしゃいましたけれども、現在すべて修理を完了して使っております。確かに部品によっては特注品がございまして、1カ月程度修理にかかるものもございまして、13年目に入りまして修理の回数がふえておりますので、休止をしている期間もちょこちょこ出て迷惑はかけているかと思っておりますけれども、一応現在のところは全部のマシンが正常に稼働している状態でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

5月ということですからそれから修理していただいたんだろうと思いますけれども。三養基郡ではこのようなトレーニングルームを活用しているところはほかにないかなというふうを探してみたんですが、この150.3平米の広さとこの台数のマシンを使用できるところはちょっと見つけれませんでした。ということはこれはまさに基山の独自性が出ているのかなと思いますが、先ほど言いました月額の利用者数1,000から1,200人というのは多くのリピーターの方が利用されての数字ですから、この方たちの利用による、またがってしまうからちょっとあれなんですけれども、健康管理等での声、こういう利用をしてこうよくなったとかこういう利用でこういう点がこうなったとかいうその健康管理の面での声というのはどうでしょう、上がっていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基山町が導入しておりますトレーニングマシンは個人データが自動的に蓄積できる、普

通の民間業者でも少ないようなすぐれたマシンを揃えております。ですから、健康保持とか体力増強とか、自分の年齢とか体調、そういったものに沿った自己管理が自分でできる。トレーナーさんもおられますけれども、非常に健康維持には役立っておりますので、医師会からもこういうマシンを使って病気にならないといえますか、健康を維持するには非常にいいというふうな評価は得ております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでその5月に伺ったときにインストラクターの方にお伺いしたら1,500人ぐらいまでは利用可能であろうということでしたので、そういう声が上がっているということになれば筋力アップですとか体脂肪率の減少とかもういろいろそういういい面も出ているでしょうから、そういう利用者の体験談などをもっと利用者をふやす意味で活用するという事で考えてほしいなと思ったんですけども、そうすると健康福祉課のほうに、例えば基山だよりの中でこういうデータがあつてこういう声があつてというようなことになるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

私どものほうで直接的にそのトレーニングルームのデータをとって分析させていただいたことはございませんけれども、先ほどの教育学習課長の答弁にもございましたように私どもとしてはやはり特に国民健康保険でありますとかそういったものを含めて医療費の適正化を図っていくためには特定健診が行われていますように、そういった三大成人病というか、そういったものを抑制するためには非常に効果が上がってきている場所の提供ではないかというふうに考えていますので、そういった方の御意見も伺いながら、その辺、トレーニングルームを使用しての効果等も分析をさせていただきながらそういった普及にも努めなければならないと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

一応それを聞いたというのも福岡のほうではこういうトレーニングジムを民間でつくって、

民間だからできるんですけれども、その後その方独自の健康に合った運動が終わった後に野菜ジュースであるとか何とかジュースというそのカロリーも含めて健康の管理をしてくださるところが有料ですけれども、場所は今ちょっと忘れたんですけれども、福岡市のほうに新しくできて、ホームページもできておりますので見ると、これは町じゃなくて民間ならできるのならこれだけの利用者数の方がいるから例えばそういうことも含めて楽しく健康管理ができるという面まで持っていけないかなと思ったんですけれども、そうすると指定管理者の方がそれは考えることということになってくるのかなと思うんですが。そういう利用者の方からこんなふうにあと改善してほしい、こういうところがあったらいいのにとというような声は指定管理者のほうでおしまいですか。それとも町のほうにまで上がっていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

直接的に私のほうで把握はしておりませんが、そういったトレーナーを通じて指定管理者のほうへは声は上がっていると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

声が上がっているということですので、最後の4番目の質問に移させていただきます。

そういう指定管理者の方からの事業報告書は毎年度終了後30日以内に町長に提出するというふうに条例には定めてありますが、これをベースに前年と比べてどうなんだと、翌年に向けてここをこうしたい、あるいは改善点はこうだというような話し合いの場は当然持たれると思うんですが、回数的にはどうなんですか。年に1回、またはその提出されて要請があって不定期であるけれどもそのときに1回とか、どういう形で開かれているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

指定管理者との会合は月1回を定期に行っております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧園綾子君）

月に1回ということはかなりいろいろな声は届く回数ですよ。このときにその提出された報告書というのは、こうして継続して指定管理者を置くのであれば、どういう形でその指定管理者の評価をするのかというのが町民の方も、どういうふうなのでそこがどういう点でよかったのかどうなのかというのは知りたいところであろうと思うんですけども、何か数字の基準とか、ここはこういうところで評価できるから例えば80点とか、ここはちょっとこういう点で苦情が多かったから65点とか、そういう数字の目に見える、誰が見ても100点満点の何点だというような形でわかるような評価をされていますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

教育長が先に申しましたとおり社会教育委員、この方たちは町民会館とか体育館を利用してある方が多く入っておりますけれども、その方たちの評価で例えばトイレの清掃が大変行き届いているとか、対応の印象がよいとか、案内とか指導についてもやさしく丁寧にしてもらっているとか、利用した後にお礼の言葉を聞いたとか、評価といたしましてはA B C Dという内部の評価基準を設けまして、Aは十分に適正な処理がなされていると、Bが普通、適正な処理がなされている、Cがやや不適切な処理がある、Dが不適切というような段階でしておるんですけども、現在の指定管理についてはおおむねBとAというような評価をいただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧園議員。

○3番（牧園綾子君）

失礼しました。そういう段階であるとすごく評価というのはざっとしていますよね。基山町ホームページにも掲載されておりました平成22年9月9日受け付けの町民の方からの質問にも同じような質問がありました。そこの中では町民や利用者が第三者的評価、第三者評価を実施する計画はあるのかという質問に対して社会教育委員会では「検証、意見聴取を行い評価判定を行いました」というふうにあります。今お答えになった多分そういうA B C Dでということだと思うんですが、条例では定数は15名以内で組織し、基山町教育委員会が委嘱するとなっていますが、この社会教育委員というのはどういうメンバーで構成されていますか

しょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。牧菌議員時間がないですよ。

○教育学習課長（原 博文君）

社会教育委員は現在町民会館運営審議会委員と兼任しております、10名の方をお願いいたしております。文化財保護審議委員のほうからとか、元社会教育指導員とか区長代理、副公民館長、それから文化協会の構成員、それから元婦人会とか文化協会の委員、そういった方々になっていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

最後の質問になりますけれども、ちょっと中途半端になってしまいましたが、こういう質問を出された町民の方は今おっしゃったメンバーに自分も入りたい、自分もそういう立場から声を出して意見を反映させたい、したいということでこういうふうな質問等をQ&Aということで出されたと思いますので、そういう関心の高い方もいらっしゃいますので、そういう方も参加できるような形でちょっと考えてほしいなということで、一応これで終わります。

ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で牧菌綾子議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○6番（重松一徳君）（登壇）

皆さん、おはようございます。6番議員の重松です。

基山町が抱えている当面の課題、図書館等の建設問題、それにまちづくりの根幹をなす道路行政、特にその中で白坂久保田2号線、本桜・城の上線、日渡・長野線について質問いた

します。

まず質問事項1として、図書館建設について質問をいたします。6月議会の一般質問でも図書館問題について質問いたしました。また昨日は後藤議員も質問されましたけれども、大変重要な課題ですので再度質問いたします。

まず、町民との意見交換会を2回されました。私も参加してさまざまな意見や質問等を聞かせていただきました。それを今後の図書館建設にどのように反映、生かしていくのかについて質問いたします。

2点目は、役場庁舎内の有効活用をという意見は多くの町民から聞きますし、私もそう思っています。検討委員会の報告では図書館を役場一体庁舎に持ってくることは建築構造の補強が必要で、特に基礎工事の補強改築は困難と結論づけられています。これはあくまでも8名の検討委員会メンバーの結論であり、客観的に専門機関の検証が必要だと私は申ししてきましたけれども、昨日後藤議員も詳しく質問されましたが、私も客観的検証がされたのか再度質問いたします。

3点目は、中央公園内に図書館建設を決定したと9月2日の全員協議会で報告され、新聞にも大きく報道されましたが、町長自身はそのメリット、デメリットをどのように思われているのか、そして決定されたのか、お伺いいたします。

4点目は、検討委員会の報告では建設費を約4億2,000万円と推定されておりますが、これはあくまでも建設費だけであり、内装や備品、電気機械設備、空調設備、駐車場整備等に外構工事を加えると約1億5,000万円ぐらい別にかかるのではないのかと私は思いますけれども、そうすると約6億円弱の予算が必要になるというふうなこともまた憂慮しております。財政的な心配の意見を多く聞きましたけれども、財政的見通しは怎么样了のか質問いたします。

最後に、図書館問題の関係では今後の工程をどのように考えているのかお示してください。

次に、質問事項2として道路行政について質問いたします。まず白坂久保田2号線についてです。

1点目は、7月にけやき台それぞれの区での意見交換会、8月17日にはけやき台全体の意見交換会、9月1日には基山町全体での意見交換会を開催されましたけれども、その中で大筋の合意形成ができたのか、まず質問いたします。

2点目は、私も8月17日、そして9月1日の意見交換会には出席してけやき台住民の方の

不満または不安を聞かせていただきましたが、それを解消する方策をどのように考えているのか質問いたします。

3点目は、新しく白坂久保田2号線を延長するためにはけやき台4丁目のいこいの広場、そして緑地を土とりしなければなりません。私は延長道路の右側の緑地を道路レベルまで土とりをして町有地の有効活用をしたほうが良いというふうに思っておりますが、この有効活用をどのように思われますか。

次に、本桜・城の上線について質問いたします。

1点目は、議会へもきやま台住民から本桜・城の上線新設道路の見直しを求める請願が出され、議会でも慎重審査した経緯があります。地域住民に必要性や安全性などを十分に説明して、トラブル防止を議会からも要請をいたしました。現在改良工事が進んでいる段階ですが、地域住民とのトラブルは発生していないのか質問いたします。

2点目は、工事期間、工事予算、補助金額の変更はないのか、説明をお願いいたします。

3点目は、神の浦ため池を埋めた後の利用方法は検討されているのか、これについて回答をお願いいたします。

次に、日渡・長野線について質問いたします。昨年の12月議会に都市計画道路日渡・長野線の延伸計画と長野地区の計画的な土地利用に関する請願書が7区住民174名から出され、議会でも継続審査を含め、3月議会で可決いたしました。6月議会で延伸計画調査委託料を計上し、現在延伸計画区域で地権者へのアンケートに取り組まれる予定であります。

1点目は、今後日渡・長野線の延伸と地区開発をどのように進めるのかお伺いいたします。

最後に、道路の延長計画は3案あるわけですが、鳥栖市との調整を経て決定するのかお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

なお、図書館等建設についての質問は教育委員会部局にも関係ありますけれども、1回目の答弁はすべて町長のほうからお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員、学童下校時の図書館への寄り道は。

○6番（重松一徳君）（登壇）

済みません、私の原稿間違いで、質問事項1の4番目に学童下校時の図書館への寄り道問題についても質問をいたしております。これについてもぜひ回答をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの図書館等建設についてでございます。

(1)町民との意見交換で出された意見をどのように反映させるかということでございます。6月30日と7月28日2回の意見交換会でいただいた御意見は真摯に受けとめ、今後の図書館建設検討の中で検証を行い、実現可能な御意見は反映させていただきたいと考えております。

それから(2)の役場庁舎内の有効活用の意見が多かったが、図書館を持ってこられない客観的検証はしたかということでございますが、公益財団法人佐賀県建設技術支援機構により庁舎の床荷重について検証してもらったところ、庁舎の床荷重はおおむね事務所床の設計であり、図書館の書庫、開・閉架式の閲覧の床荷重には不足するので、図書館への利用には困難であるという回答、診断をいただいております。

それから(3)の中央公園内に図書館を建設した場合のメリット、デメリットはということでございます。いろいろございましょうけれども、主なメリットとしましては1つ町有地であること、つまり新たな用地購入の費用を必要としないということ、それから次に生活動線上にあり、利便性が高く、まちの活性化につながるということ、それから、かねてから言われておりました公園の治安の確保にもつながるということ、そして災害時の避難場所として小中学校と一体となって活用でき、庁舎と離れていることで防災機能の分散化にもなるということでございます。主なデメリットは考えられるところは、やはり都市公園のほうの制約を受けるとということ、それから公園整備事業の変更が発生するというようなことかと思えます。

(4)の学童下校時の図書館への寄り道をどのように扱うかということでございます。下校時は寄り道をせずまっすぐ自宅に帰宅することを基本的に指導しておりますが、現在の図書館と同じように下校時の利用は、小学生の場合、保護者等との待ち合わせや緊急時の立ち寄りと考えています。中学生は大雨や雷等のときの保護者等との待ち合わせなども考えております。

(5)の財政的心配の意見も多くあったが、図書館建設の財源見通しはというお尋ねです。図書館等の建設事業の財源見通しにつきましては、現在国庫補助の社会資本総合交付金事業について県と協議を行っております。県の事業費枠の関係で確定的なことは申し上げられま

せんが、採択されれば補助事業の国庫支出金を引いた残りの地方負担額については起債をお願いし、補助事業以外の部分は基金の繰り入れをお願いすることで実施をしていきたいと考えております。本事業による町の財政への影響は、想定される事業費で考えますと、行政改革や住民の皆様のご協力により基金も平成18年度と平成24年度を比較しますと全体で約1億円ふやすことができ、また町債の償還もピークを過ぎておりますので、他の事業への影響が全くないとは言いきれませんが、何とか乗り切ることができるのではと考えております。

それから、(6)今後の図書館建設に向けての工程を示せということでございます。11月までに基本構想を策定し、設計業者を選定したいと考えております。基本設計については平成26年3月までに作成をし、めどが立った段階で実施設計にとりかかる予定でございます。平成26年度に実施設計を行い、建築工事を経て平成28年3月の完成を目指すことにいたしております。

次に2項目め、道路行政についてということでございます。

まずは(1)白坂久保田2号線について、けやき台住民との意見交換、町民全体との意見交換で大筋の合意形成はできたのかというお尋ねです。白坂久保田2号線の道路改良につきましてはけやき台団地の方のお考えが大事であるということで、各区ごと、さらにけやき台団地全区での意見交換会を行い、そこで賛否両論の意見がございました。町民全体の意見交換会では白坂地区での町道の離合トラブルの問題、それから国道3号線接続のため三国・丸林線を優先させるべきではないか等の御意見もございました。最終意見交換会を9月29日に開催し、道路建設の是非を判断したいと考えております。

このけやき台住民の不満・不安を解消する方策はということでございます。意見交換会では通過交通量がふえることによる住環境の変化と騒音を心配する意見が多数出ましたが、予想される事案でもございますが、けやき台団地の方には御理解をいただきたいなというふうに思っております。

それからウの土とりした跡地の有効活用はということでございます。道路改良計画につきましては工事の影響部分のみの掘削を行いますので、公園は残す計画でございます。

(2)の本桜・城の上線についてでございます。

アの改良工事に伴い地域住民とのトラブルは発生していないかというお尋ねで、現時点ではトラブルということはありません。

イの工事期間、工事予算、補助金額の変更はないのかということです。平成28年度竣工、工事予算額2億5,950万円、国庫補助金3,850万円の予定に現在のところ変更はございません。

それから、ウの神の浦ため池跡地の利用方法ということでございますが、その利活用につきましては今後検討してまいりたいと思います。

(3)日渡・長野線についてでございます。

アの地権者へアンケートが行われるが、日渡・長野線の延伸と地区開発をどのように進めるのかというお尋ねです。アンケート調査につきましては、9月27日に地区及び地権者を対象とした説明会を実施いたします。その中で日渡・長野線の延伸計画と地区開発についての町の考えを示していきたいというふうに思っております。

イの町道延長の3案は鳥栖市との調整を経て決定するのかというお尋ねです。日渡・長野線の延伸につきましては3案を調査いたしておりますので、調査、計画段階で必要があれば鳥栖市との調整はいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それでは2回目の質問をさせていただきますけれども、広範に質問しております。要点を絞って質問しますので、回答のほどをよろしく願います。

まずは第1点です。町民の意見を聞くというのは、これはもう今から先、当たり前のことです。実現可能なのは反映していくというのもごく当たり前のことですので、これが本当に実現していくのかというところを中心に質問するわけですが、2点目の客観的検証、これは9月2日の全員協議会でも説明をしていただきましたし、きのう後藤議員も詳しく質問されましたので、私のほうからは1点だけ、再確認も含めて質問をさせていただきます。今回の検証は基山町の建屋を立てるための設計、図面、これをもとに詳しく検証されたのか、それをもとにこの検証報告がつけられたのか、まずこの1点だけ確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

当時の確認申請書、それから構造計算書、それを支援機構のほうにお貸しいたしまして、それに基づく検証でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私はそれを疑うわけではありません、この検証結果を。しかし、この役場1階に図書館を持ってくればそんなに構造的に問題があるみたいな建物なのかと、そこが私は大変おかしいと思うんです。見れば本当に立派な4階建の建屋、そして基山町でもし災害とか何かあったら、この基山庁舎が災害拠点、防災の対策の拠点になると、大変頑丈なつくりを私はしているというふうに理解しているんです。基山町のほかの、私の家も含めてそうですけれども、倒れても、この役場は倒れることはないというぐらい私は本当は思っているんです。ところがその役場の1階に図書館を持ってくれば、構造的に支柱の補強とか大規模な改築工事をしなければならいと。そんなにこの役場庁舎は逆に言えば弱い建物なのかという心配をしています。きのう詳しく後藤議員が図書の重さなんかも入れながら質問されましたので、これ以上は聞きませんけれども、私はそこは少し疑問に思っていますけれども、これ以上はもう申し上げることはありません。

それで、3点目に中央公園内のメリット、デメリットについて伺いました。もう町長はこの中央公園に図書館をつくるというのを決定されたわけですので、逆に言えばもうこの中央公園内のメリット、デメリット、そしてどういう問題があるのかというのが大変重要になりますので、その点を中心に質問いたします。

まずメリットで町有地であり用地購入の費用はないと、これは今回の検討がすべて町有地を対象にされていますので、中央公園でなければならないと、メリットはここだけというわけではないですね。すべてが今回の場合検討は町有地がされていますから。それから、公園の治安の確保にもつながると。もともと公園は治安を守られなければならない場所なんです。ところが今の中央公園は木が生い茂り、そしていろいろな問題があるからこの治安が乱れている、安心できないという意見なんです。これは図書館を建設する問題とは本来全然関係ないんです。だから都市計画、都市公園で今回バリアフリーで事業等も本当はあったわけですが、図書館をつくるということでこのバリアフリーでの工事そのものも今回はほかの都市公園のほうに持っていかなければならないというふうに、逆に言えば図書館をつくるこ

とによってこの中央公園の治安が少し延びるというふうなことも本当はなっているんです。だから余り私はこの中央公園内に図書館をつくるメリットではないと。問題は活性化につながると、利便性が高く活性化につながるというふうな意見と、そして災害時の避難の場所になると。私はまず1点です。図書館は災害時の避難場所として、つくった場合はこれは指定されるおつもりですか。これまず伺います。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今のところは指定するかどうかというのはまだ検討はしておりませんが、確かに公共施設になりますので、小学校なり中学校なりの体育館とかそういうものが不足すれば当然避難施設としては利用できるかとは思いますが。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

言うように隣に小学校、中学校、校舎があつて体育館があります。私はそこを災害時の避難場所にするのはわかりますけれども、はたして図書館が災害の避難場所になるのかなというのは疑問があるんです。それともう1点、利便性が高く町の活性化につながるというメリット、どういうふうに町の活性化につながるというふうに判断されますか。

○議長（鳥飼勝美君）

誰ですか。町長。小森町長。

○町長（小森純一君）

それこそ基山町の現在のところ中心でございまして、人が寄りやすい、買い物帰りにも寄れるというような、それから子供たちも寄りやすいというような、そういう人が集まりやすいというようなことからして、やはり今度の図書館の1つの大きな目的でございまして集って、憩って、そしてみんなで元気をお互い分け合うというような、そういう意味で活性化につながるというふうに私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

もうこれを言えば町長はまた言うのかと言われるかもしれませんが、私は今回のこの図書館の検討の場所の選定に旧役場跡地が入っていないのが一番残念なんだと言いましたけれども、旧役場跡地は本当にあそこに図書館を持ってくれば基山町まちの全体の活性化と、そして図書館を利用したまちづくりという意味では活性化というのが私は大変あると思うんです。中央公園という場所で本当にこの活性化というのがどれだけかというのは私は大変疑問を持っています。ないわけではないです。確かに今、町長が言われましたようにあります。その中で私は今回のメリットの中に、報告書では小学生や中学生が気軽に利用できるというのがメインとして本当はあるんです。しかし町長は今回のメリットの中にはそういうふうなのはあまり書いていないですね。そこで、これはその後の4番目の下校時の問題にも関係するわけですが、はっきり最初は聞きますけれども、図書館ができて、子供たちが、児童が下校時に図書館に寄ると、そして図書館を利用したいといった場合、教育委員会はいいいですよ、これは小学校前、中学校前に町がつくった立派な建物ですので、学校帰りに寄って大いに利用してくださいというふうな指導をされますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には下校は自宅にまっすぐ帰るとというのが基本でございますが、町長答弁しましたように保護者との待ち合わせ等に使うということは一応学校との了解のもとにはあると思います。ただ、頻繁に、日常的に寄って帰るというような、自宅に直行しないで図書館でというのは教育委員会としては考えてはおりません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

意見交換会の中で意見が何人も出たのは、学校帰りに児童が図書館に寄れるんだと、大変これがメリットなんだという意見だったんです。片やこの庁舎の図書館をつくれば小学生がランドセルをしょってこの役場庁舎の1階に図書館をつくってそこに来ることが考えられないという意見もあったんです。逆に言えば中央公園に図書館をつくれば児童がランドセルをしょって学校帰りに自由に使えるという発想なんですね。私は今、教育長が言いましたように下校時はまっすぐ家に帰りなさいというのを基本に今、指導されていると思うんです。朝

夕の通学路の安全を守るために多くの町民が立ったりしながら子供たちの通学路の安全を守っていると。どこかに寄り道して帰ればどこの子供が帰ってきていないというのも把握できなくなるという心配もあるんです。だからこの問題が出てくるんです。検討委員会の中でここについて検討されましたか。この通学路に図書館に寄るといふ部分について、問題があるというふうな。報告書の中には1行もこの点については書かれていませんけれども、どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在の図書館の利用実態を見ますと小学生、中学生の利用が、下校時といいますか、下校するときに寄って帰るといふ実態が実際ございます。本来直接帰宅を促すものの、こうした実態にはやはり応えていかなければならないということで、その旨の意見交換は検討委員会の中でも出ております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

では現在の図書館、例えば小学生、中学生、どれぐらいの頻度で図書館を利用されていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

数字的には、現在手元資料を持っておりません。申しわけございません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

検討委員会の中ではアンケートもとられましたね。アンケートはまあ人数的には144名、図書館を利用されていた方144名のアンケートをとられました。その中で利用された方にお年はお幾つですかというふうなアンケートがありますね。ゼロ歳から14歳までが2名、15歳から19歳までが1名、たった3名なんです。ところが40歳から50歳までが54名、60歳から70

歳までが64名、80歳以上が5名と、40歳以上が85%以上を占めるんです。これだけ、現在の小学校のすぐ裏にある図書館でも、これは平日にとられたのかわかりませんが、子供たちが今余り図書館を利用していないという実態が本当はあるんです。そして先ほど言われましたように例えば下校時の、何か問題があったときに立ち寄るとか、緊急避難的に立ち寄るとか、また親御さんとの待ち合わせとか、これは図書館機能とは本来関係ないですね。図書館機能は言うように図書を借りるといったものもありますし、そこで勉強する、いろいろなことも研究したいとか、そういうのが目的ですね。しかし今言われました目的というのが避難的に場所に寄るとか、親御さんとの待ち合わせとかいうふうな考えですね。今、教育長は教育委員会としてこの図書館利用をどのように生徒には指導していますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に総合的な学習ほかの学習で調べ学習というのがございますが、子供たちが自主的に調べて学習する、その中でまず第一に学校の図書館を利用いたしますが、学校の図書館ではどうしても資料に限りがありますので、町の図書館等で調べなさいという指導はしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これはあくまでも、例えば授業の一環として図書館を利用するとか、または日曜日とか、1回家に帰って、そしてまた図書館に寄って調べるという場合はいいですね。いや、こういうふうに調べたいんですけども学校帰りに寄っていいですかと、例えば先生たちに児童の方が聞かれて、先生はああいいですよと、しっかり学校帰りに図書館に寄って勉強しなさいという指導をされていますか。どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

そういう、グループでもし調べるといふようなときにはきちんと下校の体制をとっておられるところへの、それから保護者にも連絡をして、自分勝手な行動でなくて、そういう連絡

体制がちゃんと済んでいるのであれば当然学校としても奨励していきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この問題は必ず中央公園内に図書館をつくった場合は具体的な問題として出てきます。どういうふうに教育委員会として指導するのかと。せっかく中央公園の前に図書館をつくって、中につくって、小学校の前につくった、中学校のこんな近くにつくったと、このメリットが逆に言えば今の回答では生かされなくなるんです。だからといってじゃあ寄っていいですよとなれば今度は帰宅時の、下校時の安全問題も出てくると。大変難しい問題を私は内包していると、そこがまず検討委員会の中でも検討されなかったというところが、教育長も入った中で検討されなかったことが私は大変本当は不満ではあるんです。素人の私が考えてもそういうふうに思うんです。それから、こういう問題は必ず出てくるというのはいいんです。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

済みません。確かに下校時という問題になればその辺のところは当然これからやはりいろいろ問題を含んで、検討しなければいかんことが出てくると思いますけれども、ここの報告書にはその子供たちがどうのというのは余り出ていなかったというようなこととございますけれども、候補地選定の基本的条件として幾つかある中で、多くの人々の交通アクセスが便利なことということ、それから括弧して子供や高齢者などが歩いて利用できるというような、そういうちょっと1行がございまして。だから、下校時となるとやはり問題かと思っておりますけれども、やはり子供たち、私も何かのときに今の図書館に行ったりしますけれども、やはり子供たちも結構来ているなど。多分それは日祭日だと思っておりますけれども。そういう意味のメリットということと御理解をいただきたいと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

報告書と議事録を読んでもらえればわかりますけれども、書いてあるんです。そしてこれは教育長も一番詳しいだろうと思っております。検討委員さんの考えの中に図書館をつくればやは

り小学生、中学生が、今からの若い子供たちが利用できるという発想の1つに下校時にすぐ利用できるじゃないかというのはあったんです。これはまた今からの課題ですのでよろしくお願いいたします。

それから図書館建設の財源見通しです。余り心配いりませんよと、町債の償還のピークも過ぎましたというふうなことです。私は一体町長はこの図書館建設に向けての概算、幾らぐらいを考えてあるのかと。検討委員会の4億2,000万円というのは、4.2億円というのは先ほど言いましたようにあくまでも建屋本体だけです。それに付随するいろいろな部分を踏まえれば、私はとても5億円じゃできない、6億円近くかかる。きのうの後藤議員の一般質問の中では民俗資料館も入れて2階建にするという話になれば、プラスの2億円ぐらいかかるかなというふうに。基礎工事も全く今度は違いますから。そうすると7億、8億円の図書館をつくるのかというふうになります。町長は大体今の段階で概算、予算総額幾らぐらいをお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに財政、検討委員会に申し上げたときも金額のことは申し上げませんというようなことをお願いいたしました。そういうことで、この4.2億円というのが出てきたというふうに思います。これは私が考えますとやはりきのう申しましたように大体図書館平米当たりどのくらいだと、その1,100平米というような、そういうふうな計算の仕方、そこから出てきたんだろうというふうに思っております。ちょっとこれを見まして私としては逆に今度はそれがひとり歩きするとちょっといかがかなという感じは最初に持ちました。本当に幾らかかるのかというようなその数字というのはちょっと私も、無責任かもわかりませんが、今ここで申し上げるというようなことはできないということでございます。やはり4.2億円じゃあ済まないだろうと、5億円なり、もっと幾らかプラスというようなことにもなるんじゃないかなというふうには私も実は感じておるところでございます。しかし、財政は決してこれからずっと安泰だとか何か、佐賀県では幾らかいいところだというような、そういう感覚じゃなくて、やっぱり常に厳しく考えて、できるだけやっぱり抑えたところでやっていきたいというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

国庫補助もありますという説明です。本当にこれから国庫補助ができれば本当は一番いいんですけれども。いずれにしても一般財源、これは大変なお金が要りますし、当然基金等もしなければならぬというふうに思うんです。それで、私は町長がここでは言えないというのが一番本当は心配なんです。というのは、後で工程についても質問しましたけれども、11月末までにはこれは基本構想を策定するようになっているんです。もう今9月ですので、実質2カ月間です。基本構想をはっきりしないことにはそれからの先は本当は進まないんです。基本構想をつくるためにはワークショップを開き、町民の意見も聞きながらしなければなりませんね。2カ月間で基本構想を策定して、そして概算の、大まかなことまで決めて、その後にもう1回町民に説明して、そして進むという中で、この2カ月間の間にこれできますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

図書館の基本構想につきましては基本設計のための、入札のための前提の構想でございまして、図書館の理念とか図書館の目指す基山町図書館としてふさわしいもの、目指す姿とか、そういうものを考えておりますので、一応専門家の意見等は聞きますけれども、具体的な内容についての基本設計において意見交換会なりをワークショップをしていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

その基本構想のもとになる町の考え、これがわからないですね。今回補正予算でも25年度に2,154万円、そして26年度に2,741万円、合計4,896万円の図書館等の建設基本設計、実施計画についての予算が出されています。これだけの予算をかけるという基準、根本的な、この基本構想も含めて、基本的な考え、大まかな考え、これが私たちは全くわからないんです。これをはっきりせずにひとり歩きする可能性を私は物すごく心配するんです。いつの間にか膨れ上がって、予算も膨れ上がる、建物自体も膨れ上がる、気づいてみたら町の図書館なのか市の図書館なのか県の図書館なのかわからないみたいな図書館ができ上がっていたと。こ

ういうふうにならないために、まず前もって基山町はこれぐらいの規模の図書館をつくるんですよというのをはっきりしないと、この後の流れは進まないんじゃないんですか。これについてお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

意見交換会の中でも厳しい意見をいただきました。これは将来の基山町の財政状況を危惧しての気遣いだというふうを考えておりますので、利用者の期待に応えながらもコストパフォーマンスの高い、基山町に合った施設としなければならないとは考えております。ただ、今まで1年以上検討委員会でもさまざまな方の意見をいただいたし、アンケート調査もいたしております。その中で具体的な御提案なり要望等も随分出ておりますので、そういったものを基本構想の中に盛り込みながら、最終的には議会とか専門家の意見、それからパブリックコメント、そういうのも必要かと思えますけれども、そういった中でつくっていけば基山町の図書館に沿った構想ができるんじゃないかと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これはもう意見の相違ですかね。だからそういう基本構想をつくるためには基山町の根本的な考え、私も例えば家をつくるとなれば設計会社に任せませんよ。うちは大体2,000万円しか余裕がないと。2,000万円以内で家をつくってくださいというふうにするでしょう。いや、お宅の設計会社にもうすべて丸投げしますよと、希望は今から言いますけれども、それでつくってください、みたいな発想じゃないでしょう。だから言うように基山町は先ほど財政の問題で償還のピークは過ぎましたとか言われましたけれども、私は平成30年ぐらいまで今の償還は続いていくと思っているんです。小学校の改築の償還、あとはクリーンヒル宝満の償還にしても。平成30年までは今の毎年している償還が続いていくと思うんです。その上でまた起債を積んだりするわけですので。だからこそこの基山町、一般会計で約55億円の規模のこの基山町の財政でどれぐらい図書館にこの財政を投入できるという基本がなからんとこの後の話は進まないというふうに私は思うんですけれども。町長、再度見解をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに議員おっしゃいますように起債、そしてそれに伴う償還、これはもうずっと続くということでございます。これはまずゼロになるというのはおかしいといえますか、結局後年度負担というような考え方もございますから、ある程度はやっぱり起債で賄っていくと、そして後の人にもある程度の負担をしていただくというような、そういうことにもなっておろうかというふうに思います。それで起債がずっと続くのは当然そうなんですけれども、そのピークが、今まで随分といろいろな面で抑え抑えやってまいりましてピークが過ぎたというのが、小学校の建設も二十数億円かかっております。その前にここの総合公園、いろいろ庁舎とか何とかと、これが詳しくは知りませんが100億円程度かかっておったと。その辺の償還をずっと今までやってきたいというようなことで、そのこのところの峠は越したんだということ。このままずっと何もしなければそれはずっと起債残は減っていきますけれども、それを見たところで何とか賄っていけると、できないことはないというふうな感じを私は思っておるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

起債残高の話が出ておりますけれども、平成35年末の起債の残高につきましては、これから何も事業をしなかったと仮定をいたしますと、14億円ほどの残高になります。毎年臨時財政対策債の借入れをしておりますけれども、それを3億5,000万円ずっと借りつづけると仮にしたら、それでも四十数億円という残高の見込みでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

ここについてはまた違うところで詳しく聞きますけれども。

例えば起債の残高もいやしかり残っていますとありましたね。私はこの辺の問題、ああ済みません、基金です。町長の給与を削減したり、いろいろな努力、この起債がゼロになるかもしれないと、平成19年、17年当時ですか、いろいろな改革をしながら、議員も定数を16

名からやっぱり14名に減らしたり、現在13名に減らしたり、あらゆる改革、財政緊縮、行財政改革をする中で今の基金があるんです。だから今の基金はあれから大丈夫ですよという発想は私はやっぱりおかしいなというのは申し上げておきます。

この図書館問題、やっぱり後世に恥ずかしくない図書館をという意見は私も聞きます。しかし逆に言えば後世の方に何でこういう図書館をつくったのかと言われたいための検証を私は今、十分すべきなんだと思っているんです。これが建設の工事に入ればなかなかとめることはできないんです。だから基本構想は私が先ほどから何回も言いますが、基山町の考えを明らかにして、そしてワークショップなんかでも明らかにする中で、今からのこの図書館建設については進めていっていただきたいというふうに思っております。

時間も少し過ぎましたけれども、道路行政について質問いたします。

いろいろな意見を私も聞かせていただきました。その中で大変難しい問題もあります。1点だけ確認をさせていただきますけれども、白坂地区の人から白坂の村中といいましょうか、狭い道を、一方通行の道を抜け道としてけやき台の方が利用されている面もあると、トラブルなんかも発生していると、白坂地区の人たちは大変迷惑がっているんだという話もありました。これは白坂久保田2号線の延伸問題とは私は別に考えなければならないというふうに考えておりますけれども、この白坂地区の人の悩み、これを何か町として、白坂久保田2号線の延伸とは別に考える方策は何かありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

白坂2号線、それから南長浦2号線、そこを往来する車につきましては、先ほど一方通行とおっしゃいましたけれども一方通行ではございませんので、それはちょっと訂正をお願いいたします。それからそこが通学路になっておるということで、生徒の安全も守らなきゃいかんということ。それと、やはり地域の方が通行するのに大変支障が出てきておるといふうなことで、先ほどおっしゃいましたように一方通行ができないのかということ、それから時間的な通行ができないのか、そういったところも昨年度、鳥栖の警察署のほうとやりました。しかし、なかなか通行に制限を加えるというのは非常に難しい、ハードルが高いといふうなことで、それは一応断念をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは参考に聞いてもらいたいんですけども、鳥栖の田代地区、34号線から田代外町へ行く道がありますね。上に長崎高速道路が走って、あのボックスの下を通る道、あの時間帯は、朝方は特にそうですけれども、通行どめといいたいでしょうか、地元の方には通行券を発行して、それ以外の方はもう全面的に通行禁止なんです。だからこういうこともできるんですね。これは警察の許可ももらって当然でしょうけれども。だからやっぱり白坂の人たちのこの不安は私は早急に解消する方策、一方通行というのは3号線から入るところが一方通行で、踏切を過ぎれば当然そこからは両方から両面通行になりますけれども、何かやっぱり考えなければならぬということ、これは早急に対処していただきたいなというふうに思っています。

それからけやき台の住民の方が不満や不安を解消する方策はということで、これは予想できる事案であり時間をいただきたいじゃ説得力がないと私は思うんです。騒音問題、事故問題、これは道路をつくれれば必ずこういう問題が出てくるのは当然なんですけれども、これに対してこういう方策をしますというのはやっぱり提案しなければならないと思います。例えば今、信号が小学校のところ、そしてその次、1丁目、2丁目のところ、そして先の3丁目、4丁目の点滅信号、3カ所ですね。しかし、例えばコミュニティのところ、1丁目・3丁目と2丁目・4丁目の、走っています。あそこに例えば信号をつけるとか、歩道及び信号をつけるとか、いろいろな方策もこれは検討しなければなりません。それと例えば夜間の大型車の乗り入れを禁止するとかですね。クリーンヒル宝満へ行く道は当然業者については今までどおりの道というのは当たり前のことですが、そういうのを言う中でまた理解してもらおうと。それともう1つは1億3,000万円もかける価値があるのかという意見もありましたね。私は今回のこの計画の中でいろいろなこと、こういう効果がありますよと言われましたけれども、説得が弱いなというふうにも思ったりするんです。というのは、これは町民説明会でも出されましたけれども、国道3号線へのアクセスの向上とか団地内交通の分散、若基小学校前の自動車交通量の減少、狭路通行の排除、災害時物資輸送の高速道路活用と。これじゃあ私は弱いと。1億3,000万円かける価値があるのかというのに対しては当然道路を開通することによって経済波及効果、例えば商業地の誘致または筑紫野市との連携による開発、こういうのも視野に入れているというのも私はしなければならないと思うんです。基山町は

9,000名のもともとの町でした、昭和40年代。それから道路開発をする中で、高島団地をつくったり、そして長野地区に工場誘致をしたり、いろいろな開発をする中で、そして基山町の今、1万8,000名という町ができ上がったんです。道路をつくることによって経済波及効果も含めて説明することによって地権者の理解も、地域住民の理解も得ながら今までしてきたんです。そういう面では私は今回の町の説明は大変この辺が弱いなという気がしますがけれども、何かこの白坂久保田2号線を通すことによって経済波及効果、基山町の町の活性化、これはありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実はきのうの松石議員のメリット、デメリットというようにお尋ねもございましたし、きょうまたそういう話でございます。きのうも申し上げなかったんですけども、私はもしもっとということであればやはりいろいろ災害時のどうのこうのということ、それから利便性というようなことを言いましたけれども、これはもうそれは町の勝手だろうと言われればそれまでなんですけれども、やっぱり町としましては将来の発展性といいますか、あそこが行きどまりになっているとやっぱりどうも閉塞されたような感じを持ちますし、発展性あるいは活性化、これにはやっぱりつながっていくというふうに私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

例えば今、クリーンヒル宝満、ごみ焼却場の先に上原田公園というのを約11億4,000万円でしたか、かけてつくっています。これは筑紫野市、小郡市、基山町2市1町のクリーンヒル宝満の施設の一環としてつくっているんです。基山町も1億数千万円の分担金を出しているんです。基山町の方も大いに利用していただきたいという上原田公園なんです。本当にグラウンドがあり、子供たちが遊ぶ場もあり、大変立派な公園です。ここにアクセス道路は今、本来ないんです。3号線から行くのか、バイパスから行くのか、どちらかしか。それで先に今度は今言いました上原田公園ができますけれども、この先は旧3号線、ちょうどJR原田駅のちょっと裏側になりますけれども、そこに向かってきれいな道ができています。この道ができることによってこの原田地区のバイパス沿いも発展するだろうというふうに思うんで

す。そうすると、この白坂久保田2号線を延伸することによって基山町も発展する可能性の要素は私は大いにできるというふうに思うんです。ただ、この報告書でも、意見交換会の中でも何回も出ましたけれども、三国・丸林線では狭いということに対して不安、これはやっぱり解消する方向は今から検討しなければなりませんけれども、これはすぐにできる問題でもないですけれども、私は白坂久保田2号線を開通することによって基山町の将来の夢が1つ明るくなるのかなというのも実は考えています。そこをやっぱり町民、けやき台の方に説明して、そして納得してもらって、そしていろいろな不安についてはこういう対策も考慮しますというのを私は言うべきと思うんです。そして理解をする努力を、何回でも行って私はその努力をしなければならぬと思うんです。これは本桜・城の上線にしても日渡・長野線にしても同じ問題なんです。同じ問題だと思います。道を通せば迷惑する人も当然出てくるのは当たり前なんです。基山町もこれだけ道をつくってきましたけれども、中には迷惑している人もいっぱいいるんです。しかし基山町が今後発展する、そしてみんなが幸せになればいいという形で今まで来たのかなというふうに思います。その辺ではぜひともこれについてはお願いしたいというふうに思っています。町長、もう一度この点について町長の決意を、どのようにしたいのか、そして9月27日には再度町民意見交換会もしますけれども、町長もぜひ出席して、やっぱり自分の胸を、考えを私は素直に述べて、そして御理解していただく方向も必要だと思いますけれども、再度町長の考えをお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も今まで意見交換会に出席いたしましていろいろお話を聞きました。やはり迷惑される方もいらっしゃるということ、これはしっかり私も受けとめなきゃいかんとうこと、それとさっき議員おっしゃいましたようにその解決策といいますか、これもやっぱり考えていかなきゃいかんということ。少なくともあそこの点滅は、あれは点滅じゃちょっとどうかなというような、内心私は思っております。これはもう警察も関係することですので、ここでまたお前言ったじゃないかという話になるといけませんけれども、私はやっぱりあの辺は考えておくべきかなというような気も持っております。そういうことも考えまして、今のところやはり行政としましては、町としましては通させていただきたいと、そういう御理解をひとつ、御協力、御理解をお願いしたいなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

それから当然白坂久保田2号線を延伸するためには4丁目にあります憩いの広場と緑地のちょうど中間といいましょうか、を掘削して道をつくらなきゃなりません。私は先ほど言いましたように、道路の右側部分の緑地については桜が植わったりしていますけれども、掘削して町道の高さと一緒にして有効活用と言いました。先ほど牧菌議員がけやき台の違法駐車の問題も質問されましたけれども、私はけやき台の方が望むのであれば駐車場に整備すると。ただし、受益者負担をしてもらうのが原則ですので、無料というわけじゃありません。そういうのも考えられる土地が提供できると。または公園としても本当は1回平地にしたほうがいいんです。あのままV字型に道路を通せば、上に歩道橋、橋をかけなければならなくなる可能性があるんです。そうすると本当にそういうふうな工事をして右側の町有地が死んでしまいませんかと、有効活用できないんじゃないかと。だから今、基山町がこの道を延伸することによって、町有地ですので町はそこをけやき台住民の方にこういうふうな利用の方法もありますというふうな提案、これは私はするべきというふうに思います。これは中には自然を残す、桜を残してくれという意見があります。私も自然を残すのは大変大事なんです。しかし、別なところでまた自然を残すことができるし、桜にしても移植もできますし、いろいろな使い道はあります。基山町はそういうことをすることによって9,000名の町が現在の1万8,000名の町になってきたんです。自然は全く潰さずに開発することは不可能です。しかし、自然を残すということと開発するということは決してばらばらではないんです。本当は一体なんですね。この辺では私は提案としてこういう提案もありますよというのが1つの検討課題として挙げてほしいと思いますけれども、これについてはもう回答は求めません。ぜひ検討だけお願いいたします。

次に本桜・城の上線については1点だけ質問をいたします。

補助金が3,850万円と。当初の計画からすると補助金が減ってきた、そして工事費総額が2億5,950万円と上がってきたと。これは神の浦ため池を埋め立てるところで大変これは工事費がかかるんです。だからこれはわかります。問題は、埋め立てた跡地、これだけ財政を使うわけですので、有効活用もしなければならぬと思います。今後検討するということですが、私は人口増対策、やっぱり基山町の発展に寄与するところの計画

を持つべきというふうに思いますけれども、これは町長、どう思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これはまだ実際のところ具体的には考えていないというのが正直なところでございますけれども、中にはやっぱりあそこに公園をと望まれる方もいらっしゃると思います。しかし、私はやっぱり人口増といいますか、住宅か何かで活用できれば町のためにもいいなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

公園は公園として児童公園がありますね。あそこは整備するとか、いろいろな方法をやったり検討しながら、私は人口増対策にあそこはすべきというふうに思っております。それで、今回5年計画ということで今、埋め立てして仮設道路をつくっておりますけれども、本格的に道路をつくるときには計画では5メートル道路ですね。5メートル道路ということは中央線を引かずに、両サイドに歩道との分離をする道路、車道と歩道だと思いますけれども、私は今から先、道をつくるときに、車道と歩道を分けたほうがいいと、歩道をやっぱり確保したほうがいいと。今回7区のほうでも歩道についてはカラー舗装してくれと、特に通学路についてはというふうなことでもしてもらおうような計画を進めていますけれども、この道路についてもきちっとしたカラー舗装なりをして歩道を確保したほうがいいというふうに思いますけれども、課長の考えをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、議員がおっしゃいましたその案件につきましては、平成24年4月7日の地元説明会における中で歩道の話も出ております。しかし、これにはおっしゃいますように幅員5メートルの道路でございます。それはなぜかといいますと、終点側の道路幅員がそのように制約がございますので、それに合わせた道路改良を行っていくということでございます。しかし、じゃあその安全性というものもやはり考えなければなりませんけれども、それにつきまして

は両方に側溝がつきますけれども、その両サイドに50センチの路肩がつきますので、そこを利用して、側溝と利用して1メートルの、歩道ではございませんけれども、歩行者が通行できるような、そういったものは確保できるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この件については特に地元の10区の方の意見も聞きながら、きちっとやっぱり安全安心の対策をしていただきたいと思えます。

日渡・長野線の問題については二、三点聞く時間はありませんけれども、1点は、これは物流総合効率化法の適用を受けて長野地区の市街化調整区域に大型の配送の倉庫をつくるという計画が進んでおりましたけれども、これについて現段階ではどのようになっているのか説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいます物流総合効率化法ということがございまして、それに基づく倉庫を建てたいというようなことで業者のほうが進んでおりましたけれども、やはりそれはその倉庫に入るきちとした業者が決まらないと国交省、それから経産省といったところの許可ができないということでございますので、その入る業者の確保ができていないためにまだちょっと中止といいますか、休止されておるのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この問題も日渡・長野線の延伸問題にも深くかかわってくる問題でもあります。長野地区、今回延伸計画になる地区は市街化調整区域なんです。道路を通すことによって市街化区域にという意見、いや市街化区域にするのが先なんだとかありますけれども、私は同時進行でやっぱり町として考えてもらいたい。というのは、道路だけ通してそのまま市街化調整区域だったら同じみたいに有利なところは駐車場に転用されて、やっぱり虫食いみたいな開発が進んでいくんです。これも地元の方は大変心配されています。そして今、今回アンケートも

とられます。その中ではいろいろな意見も出されますけれども、やっぱり7区の人たちが住んでよかったと、そういう町、そしてそういう地域にするために自分たちも協力できるところは協力していこうというところで請願にも協力していただいたというところなんです。ぜひともそういう面では地元の意見、地権者の意見を十分聞く中で今から先していただきたいと。そしてこれは必ず地区開発を含めて鳥栖市と協議しなければならないと思います。鳥栖市と必ず、今すぐはできないかもしれませんが、経過説明と、または説得といろいろな話もしながら、そして開発を進めていっていただきたいというのを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時00分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、神前輔行議員の一般質問を行います。神前輔行議員。

○1番（神前輔行君）（登壇）

こんにちは。1番議員の神前輔行です。お昼の何かと忙しい時間、傍聴に来てくださってありがとうございます。

一般質問に入る前に、一言町長にお願いをさせていただきたいと思います。このたび消防団女性部が全国大会に出場されます。日ごろの練習を多くの消防団員、家族の方がサポートし、これまでの練習に至りました。練習も残りわずかとなり、今後全国大会ですばらしい成績を収められるよう、より一層のバックアップをお願いしたいと思います。

それでは一般質問に入らせていただきます。

1点目、ソフトバンクホークスファーム誘致について。

(1)プロ野球の本拠地になることは、経済効果だけではなく青少年のスポーツを通じた健全育成にもつながると思うが、基山町における本拠地に立候補することのメリット、デメリットについてどのようにお考えですか。

(2)我が町基山町も町おこしの一環として立候補することは考慮できないか、考えをお聞かせください。

2点目、認知症の方、家族が安心して暮らせるまちづくりについてお尋ねします。

(1)基山町における現在の患者の動向と、基山町の認知症患者に対する指針を示してください。

(2)認知症の高齢者は徘徊や、買い物が困難であったりするため、地域ぐるみで見守る必要がある。地域連携の面での取り組み、活動の実態あるいは今後の計画を示してください。

(3)町の認知症の高齢者を対象とした民間企業との連携事業の構想・計画を示してください。

(4)認知症を町全体の問題として、生涯学習としての取り組みや活動について伺いたいと思います。

大きな3項目めです。中学生の通学路についてお尋ねします。

(1)登下校中の学生は通学路を守って通学しているか、学校の対応も含めて示してください。

(2)現在の通学路に危険箇所の報告はないか、あるいは変更の必要性があるところはないか。

(3)登下校中の事故について、過去5年間の動向を示してください。また、その事故は決められた通学路内での事故か否かを示してください。

(4)登下校中の事故保険内容と加入状況を示してください。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁のほうよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

神前輔行議員の御質問にお答え申し上げます。

その前に私よりも消防団女性部、今、一生懸命頑張っております。私もできるだけ行けるときには練習に行って励ましております。町を挙げてひとつ応援をよろしく、私からもお願いをさせていただきます。

それでは1項目めのソフトバンクホークスファーム誘致についてということでございます。

(1)プロ野球の本拠地になることは経済効果だけでなく青少年のスポーツを通じた健全育

成にもつながると思うが、基山町における本拠地に立候補することのメリット、デメリットをどのように考えるかということでございます。まず経済効果につきましては、現在福岡市の雁の巣レクリエーションセンター野球場がファームとして利用されているようでございます。ここが3,500席足らずの観客席があるようです。終日は別として、週末には立ち見も出るほどとのことでございます。このことから誘致すればシーズン中、半年程度は週末に3,000人程度の来客は期待できるのではと考えております。これでどれほどの経済効果があるのかは現在のところ判断材料としてはございません。次に青少年のスポーツを通じた健全育成につながるものとのことですが、もちろんファームといえどもプロ野球の選手が身近にいるわけですので、子供たちの夢をつなぐにはよい機会となるのではと考えます。

(2)の我が町基山町も町おこしの一環として立候補することは考慮できないかということです。誘致の条件としましては、4から5ヘクタールのある程度造成された土地が必要となります。誘致を申し出られている団体ではこのような未活用の土地が公有地なり、あるいは民有地なりにあるようです。しかし、基山町では現在このような土地がありませんので、立候補は困難であると考えております。

2の認知症の方、家族が安心して暮らせるまちづくりについてということです。

(1)基山町における現在の患者の動向と、基山町の認知症患者に対する指針を示せということです。認知症高齢者数につきましては、平成25年3月31日現在で要介護・要支援認定者746名、これは2号被保険者を含むということで、その中で384名でございます。なお、この人数は国の基準で認知症高齢者の日常生活自立度2以上の方を対象といたしております。また、基山町独自の認知症患者に対する指針はございませんが、認知症の方に対しては国の認知症施策推進5カ年計画に基づき、鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し推進に取り組んでいきたいと考えております。

(2)の認知症の高齢者は徘徊や、買い物が困難であったりするため、地域ぐるみで見守る必要があると、地域連携の面での取り組み、活動の実態あるいは今後の計画を示せというお尋ねです。認知症の方や認知症の家族を支える第一歩は、やはり認知症について知ること、理解することだと思います。そのためにはまず理解者をふやすことが重要であると考えます。そこで、現在実施している認知症サポーター養成講座を今後とも継続して実施し、サポーター数をふやしていかなければなりません。また、認知症の方だけが対象ではございませんが、民生委員による自宅訪問や見守りを行っていただいております。

(3)の町の認知症の高齢者を対象とした民間企業との連携事業の構想・計画を示せということです。現在基山町でも月2回、地域ケア会議が町内介護保険サービス事業所、薬局、郵便局、駐在所、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等の参加を得て基山地区地域包括支援センターで開催されたり、情報交換や事例検討等で連携強化に努めております。また、事業所を対象にした認知症サポーター養成講座を出前講座として実施しております。今後は構成団体による地域見守り事業等を考えております。

(4)の認知症を町全体の問題として生涯学習としての取り組みや活動について聞きたいということです。認知症の方や家族を支えるには、状況に応じて声かけや見守りといった簡単な日常生活の手助けを行う近隣の人々のサポートやボランティアなどが重要になります。核家族化の進行により祖父母等と同居する家族が減少し、高齢者とのつきあい、特に認知症の人と接する経験の少ない子供たちは具体的な支援は現実的には難しいものがありますが、認知症に対して正しく理解することで温かい目で見守ることや、ちょっとした手助けが可能になります。今後の社会生活にとっては有益であるとともに、まちづくりにおいても高齢者と子供たちが安心して暮らせると思っています。このような観点から、生涯学習としての取り組みや活動は重要であると考えております。

3項目めにつきましては教育委員会のほうよりお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

3項目めの中学生の通学路について。

(1)登下校中の学生は通学路を守って通学しているか、学校の対応も含め示せということについてお答えしてまいります。通学路を守って通学するように、年度初めと2学期初めに地区生徒会を開き、通学路の確認と指導を行っております。

(2)現在の通学路に危険箇所の報告はないか、あるいは変更の必要はないのかというお尋ねです。現在の通学路に危険箇所の報告はあっておりませんが、事故の発生が心配される場所として町内に18カ所あります。通学路の変更の必要性は今のところありません。

(3)登下校中の事故について過去5年間の動向を示せ、またその事故は決められた通学路内での事故か否かということですが、下校中の事故が平成21年に1件、22年に1件発生しています。1件は決められた通学路内での事故ですが、もう1件は通学路以外の場所です。

(4) 登下校中の事故保険内容と加入状況を示せというお尋ねです。保険については、独立行政法人日本スポーツ振興センターと契約をし、登下校中の災害に対しては医療費、障害見舞金及び死亡見舞金が支給されます。加入状況については、小中学校の全児童生徒が加入しています。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それでは2回目の質問に移らせていただきます。

まず1項目めのソフトバンクホークスファーム誘致についてです。これは私がこの質問を取り上げる前にちょっと調べさせていただいたんですけども、私も基山町にこれだけの土地があるのかと思って調べてみました。なかなか現段階でこの広さの土地があるというのは見つからず、難しいというのは十分承知の上でこの質問をさせていただきます。まずこれ、ソフトバンクホークスファーム誘致についてなんですけれども、私はこれをニュースで知りました。基山町においてもこれが町の発展につながるんじゃないか、経済効果を生むんじゃないか、何かしらできることがあるんじゃないかと思いこの質問をさせていただきました。町長はこのニュースを聞いたときどのように思われましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

いいことといたしますか、できればいいなというような感じは持ちましたけれども、ちょっと基山町としては手の届かないところなのかなというような、同時にそういう思いも持ちました。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

可能であればやりたいということで確認をさせていただきました。よろしいでしょうか、可能であればということで。

そうしたら次に、教育面でちょっと教育長にも質問をさせていただきたいと思います。

このプロ野球選手が身近で練習をされる、試合をされるということで、青少年に与える影響ってどういったメリットがありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

特に野球をやっている子供たちに対してはプロの選手のプレーが身近にあるということ、それからその地域に、鳥栖でプロのサッカーの球団があるみたいに野球の球団があるということは非常に子供たちの誇りというか、そういうことにもつながるのではないかと、そういういい面はあるのかと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら質問のほうに入らせていただきます。

ソフトバンクは現在2軍の本拠地、福岡市の東区にあるところなんですけれども、ここを3軍との一体的な活動が難しいとして球場やサブグラウンド、施設内練習場などを集めた新施設整備用地を募集されるということで発表がありました。ソフトバンクの人気は皆さん御存じのとおり絶大なものがあります。集客もより一層集められるというふうに考えています。私が調べたところでその当時、調べたときになんですけれども、12市5町が名乗りを上げております。この中には時間の利便性、福岡ヤフオクドームまでの移動時間の制限、その時間内にはたどり着けなくても、それだけやりたいという首長の意向があって立候補されているところもあります。基山町もこれに本気で取り組もうと思えばこの4から5ヘクタールの土地を探す、または土地開発をするなどいろいろなことができると思います。まずは町長の本当にやりたいという熱意があれば、ここは今後話し合いをして検討をされていてやっていける問題じゃないのかなと思います。また基山町、佐賀県は国内でも少年野球を通じた青少年の健全育成が盛んであり、基山町も少年野球チームも優秀で、佐賀県大会で優勝を取ったチームもあります。ホークス誘致による経済効果もさることながら、青少年の育成に大きな貢献ができると思われれます。そこでぜひとも基山町を新しい本拠地として推進していただきたいと思っています。何も子供たちだけ、大人の野球が好きな方だけではなく、選手にとっても基山町って物すごく私はメリットがあると思います。利便性がよく、また野球に集中できる

環境があるということ、それとファームの選手なのでけがをされてファームにいらっしゃる選手もいます。そこで温泉施設もありますし、ゆっくり療養できるという環境も整っていると思います。こういった面から考えても基山町はソフトバンクの2軍、また3軍との一体化した事業として誘致していても、町長が営業しに行く場合、その町のデメリットをどんどん紹介して誘致するということはないと思います。どんどん基山町のメリットを紹介しながらうちに来ていただけませんかという誘致の仕方をされると思いますが、そういった利点を生かしながら誘致の方向に進められないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに今、議員おっしゃいましたようにいろいろな利点があるということはもう私も思うところでございます。しかしながら先ほど申しましたようにいかんせんその土地が余りにも狭いというようなこと、そしてそれをある程度無理して農地を潰す、御覧になってもわかるようにあとはもう農地を潰すか何か、その辺のところしかちょっと考えられないんじゃないかと。はたしてそういうことが可能かどうか、そしてまた基山町にとってそれが本当によりよい土地活用なのかどうか、この辺のところもちょうと疑問でございます。利点は十分にあると思うんですけれども、そういうところで私としてはちょっと手を挙げる準備はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

現段階で土地がないということなんですけれども、例えば町営球場が老朽化してきています。これもじき修繕なりしていかないといけないと思います。その隣接しているテニスコート、ここも利用者から風が強くて競技するには適切な場所じゃない、また防風ネットを張ってほしいなど要望がっております。砂利の駐車場があります。こういったところを一体的に開発して進められないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私はそれはちょっと無理があるんじゃないかなと。何でも初めからあきらめて悲観的に考えてもいけないと思うんですけれども、ちょっと無理があるんじゃないかなというふうには感じております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

最初にもう話をさせていただいたんですけれども、難しいのは十分承知の上でこの質問をさせていただいています。近くでいえば小郡市も今回手を挙げられていると思います。小郡市だとこの条件というのは満たされているんですけれども、例えばすぐ隣の市ですので、どうしても基山町だけでこの話を進められないのであれば、小郡と連携をとりながら、うちに宿泊の施設なりを持ってきて練習場を小郡、そういった地域の連携というのを進めることはできないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

ソフトバンクホークスのファームの件なんですけれども、けさの新聞にもついておりまして、29市町ぐらい今申し出ているという話です。いろいろなところが出ているということで、実際その条件に合わないところも出ているという話なんですけれども。1つは今、福岡市の雁の巣でやっておりますので、その福岡市からいい条件を引き出すための手法じゃないかということも書いてありましたので、ちょっとまあ、全くないということじゃございませんでしょうけれども、この話というのはちょっと、そんなに慌てて飛びつく話でもないかなと思っております。それから、小郡市のほうはどこかの大学のところが何か土地が空いているということで、それで申し出を土地があるということでされているそうです。小郡市がそういうことで誘致するということになればそういう宿泊施設を基山町にどうですかという話はしてもよろしいんですけれども、むしろ小郡市のほうがそれではメリットがないと言い出すんじゃないでしょうか。ですので、そういうことが小郡市で決まれば何らかうちでお手伝いできることはないでしょうかという申し出はさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

その雁の巣の施設料が高いというのは当初に話もあってちょっと聞いていたんです。それを誘致するという条件を出して施設利用料を下げたいというのもちょっと話を聞いたことがありました。ただ、実際にそういうことじゃなく本当に誘致する方向で考えられているというふうに私は考えてこの質問をさせていただいています。小郡のほうも、小郡からヤフオクドームに行くより基山町からヤフオクドームに行くほうが近いというか、時間が早いんですよ。そうしたら試合後、試合に行かれる方、選手の方のより利便性を考えたら、小郡市に宿泊施設があるより基山町に宿泊施設があつて、また温泉もある、利便性も、しっかり療養でき、野球に専念ができるというふうなことを考えたら、小郡市にそういった提案もできるんじゃないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そういう提案はしてもよろしいと思うんですけども、小郡市さんとしてもそういう野球の練習場を誘致した限りはそういう選手が地元にいるということで先ほど神前議員さんがおっしゃいましたように子供たちへの影響もあるわけですから、小郡市さんとしてはなかなかそれを手放すということは難しいんじゃないかと思います。ただ、先ほども申し上げましたようにそういうことが決まればうちのほうから小郡市さんのほうに、うちのほうで何かお手伝いできることがありますかということはどういうふうに申し出させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

やはりプロの選手が近くで練習をされているのを子供たちが見る、実際自分の目で見てプレーを盗んだりなどすると、全く価値観が変わってくると思うんです、野球に対する。それできるだけ近く、基山町が無理であれば小郡市、できるだけ近くで、これだけ野球をされる人口が基山町にいらっしゃるので、これをどんどん進めていってもらいたいと思います。以上でソフトバンクの誘致の件については質問を終わらせていただきます。

次に、認知症患者や家族が安心して暮らせるまちづくりについてお尋ねします。

認知症高齢者の急増を受けて、政府は認知症の方とその家族が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、関係11省による連携会議を設置して9月に初会合を開き、認知症の対策、医療や介護だけではなく消費者保護や交通機関の整備など多岐にわたるため、総合的な推進をしていくということでありました。65歳以上の認知症高齢者は日本全国で462万人、これは2012年の時点での数字ですけれども、将来これが発生する予備軍を入れるとさらに約400万人いるとされています。団塊の世代が高齢化でこうした人々が急増するのは確実だと考えられます。佐賀県の認知症患者さんも2015年には250万人に増加すると予測されています。県においては2011年、佐賀県認知症医療センターを設置し、行政、医療サービスの連携を図っていると思いますが、まず最新の動向をお尋ねします。最初と質問は一緒なんですけれども、基山町における患者さんの動向と認知症患者さんに対する指針をもう一度示していただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず認知症患者の動向でございますけれども、こちらのほうにつきましては先ほど町長が答弁をいたしましたような状況でございますし、国内または県内の状況と一緒にございまして、年々増加していくものと考えております。具体的な数値は本日お持ちしておりませんのでお示しできませんが、かなりの部分で上昇していくものと考えております。今後の指針につきましては、基本的には国のほうが認知症施策推進5カ年計画を平成25年度から29年度までの5カ年間で計画を立てております。それに基づいて町のほうも実施をしていくことになりますけれども、大きく国のほうとしては7項目ほど挙げておりまして、その中で本町として現在のところ一番力を入れておりますのは、昨日の河野議員の答弁にもございましたけれども、やはり認知症患者がふえていくにつれてそれを取り巻く住民の方が認知症に対する理解を深めることが一番というか、大前提になっていくと思います。そういったことからまずはそういった理解を深めていくという取り組みを重視して行っていきたいと思っております。それから、実際認知症などにかかれたときにやはりすぐに相談に行かれるのが地域包括支援センターであると思いますので、そちらのほうの職員の質の向上であったり、そちらを中心として地域ケア会議を行っておりますので、その中で町内の状況を十分把握しながら適切

にその認知症のケアに当たれるように進めていくという、具体的には現在のところこの大きな2本の部分に町としては力を入れております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

この5カ年計画、オレンジプランはもともと世界認知症協会が認知症に優しいまちづくりという政策を提案してどんどん進められて、日本もそれに乗って5カ年計画、オレンジプランを推進していくというふうに理解しているんですけども、間違いないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今、神前議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたらきのう河野議員のほうからもサポーターについて詳しく質問をされていたので、もう人数とかは省きながら質問をさせていただきます。

認知症高齢者について、平成25年3月現在で要介護・支援認定者が746人中384人、約半分以上が日常生活の自立度2以上ということなんですけれども、サポーター制度を取り入れて、まず入り口を広げてたくさんの方に理解を、認知症ってどういうものなのかというのを理解していただくためにされていると思います。この計画自体どういった立場としてとらえたらいいんですか。家族の立場として今後認知症に対する進め方が進んでいくのか、それとも地域の方、第三者、どういった立場としてこの5カ年計画を把握していったらいいんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まずはその認知症及び認知症の家族はやはり生活にそういった症状を持たれた方が家族にいますということで非常に不安を持たれている場合がありますし、じゃあ何かいろいろ困った

ときに誰かに相談しようとか、常に不安を抱えていらっしやると思います。そういった意味でその認知症サポーターの養成というのはそういった家族がいるという理解、また認知症そのものを理解する、そうすることによって認知症の方及び家族の見守り、また困っているときの手助けなどを行っていくという考え方のもとに養成を行っているところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

サポーター、まずとっかかりなのでそんなにいろいろ言うわけじゃないんですけども、家族の方から考えたらできるだけ地域の方に協力していただいて地域に見守っていただける環境であれば今までどおり買い物と一緒にいたり、徘徊したときにすぐ探していただけるとか連絡をしていただけるとか、地域の協力がなくなかなか認知症の方を自宅ですっと見守り続けるというのが難しいと思います。そこでサポーターをふやしていかないといけない、理解してもらわないといけないというのはよくわかるんですけども、まず小学生、職員、職員は町民の先頭に立っていただくためにできるだけ早く、もう既に半数以上受けられているというふうに聞いていますが、なぜ小学生が先に受講されて地域の方、商工の方とかほかの地域の方に講習をどんどん進めていく前に小学生から先に、小学生に知っていただいて、認知症を知っていただくというのは教育上今後、きのうの話にもあったようにいいことだと思います。ただ、認知症を抱えるご家族の方からしたらできるだけ早く一般の方といいますか、いろいろな方に周知していただいて見守っていただきたい、協力していただきたいという思いがあると思うんです。なので、そこをもっと手広く早くしていかないとなかなか、5カ年計画、オレンジプランはできたけれども何も変わらないというふうに家族の方は感じられると思います。その辺どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

ただいまの御質問ですけれども、今年度について新たな試みとしてその放課後児童クラブのお子さん方にも受けていただいたということで、決して町民の、例えば商工会ですとかいろいろな団体ですとか企業等に働きかけを行っていないわけではございません。今年度の放課後児童クラブにつきましては、昨日の答弁でも若干申し上げましたけれども、やはりここ

最近は核家族化が進んでそういった老人の方と同居しているお子さん方も少ないということで、そういった方々に早い時期からそういった高齢者なり認知症についての理解を深めていただきたいということで、今年度は初めてそういった試みをさせていただいたところでございます。これまで平成21年からこの取り組みを行ってきておりますけれども、この平成21年度から24年度までの間についてはお子様を対象ということではなくて一般の企業でありますとかサークル的な趣味の会ですとか、そういったところに働きかけながら、また町全体に募集をかけながら実施をいたしてきたところでございますので、そういった4項目めの質問にもございますように生涯学習として小さいうちから、また成人になられても町民全体がこの認知症に対する理解を深めていくということは今後とも引き続き行っていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

認知症患者さんの問題というのは多々あると思うんですけれども、例えば徘徊をされて自動車事故にあわれるとか悪質な訪問販売が来て消費者被害にあう、財産保護のために成年後見制度があるが十分活用されていないのが実情ではないでしょうか。近隣を含めた地域連携が今後不可欠になってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに言われましたように成年後見人の制度などもまだまだ周知不足で、そういった方の御利用も少ない状況にあると思います。その部分についてもやはり十分に周知を行いながら、なるべくそういった利用を行っていただきたいと思っておりますし、その消費者問題等についてもいろいろと問題点が指摘されておりますので、そちらのほうについては本町の関係課とも、また県・国の関係機関とも連携をとりながらその対応に当たっていかねばならないと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

私も認知症患者さんがいらっしゃる施設を見に行ってみて感じたことが、施設の方々は施設から出て徘徊されることを一番心配されていて、もしいなくなったらなかなか見つけることも難しいですし、そういったことを一番心配されて、家族の方が出入りするにしてもキーパネル、キーロックというんですか、暗証番号を押し込んでから開けるやつじゃないと出入りができないような、もう本当に注意深く見守っているというのが現状だと思います。なので、それだけ施設も神経を費やして見守りというのはされています。なのでこれを家族だけで認知症患者さんをずっと見続けるというと家族の負担は物すごく大きいと思われるんです。なので地域の方がどれだけその方々を見守ってあげて協力できるのかというのが、もう既に要介護認定者の半数以上は認知症高齢者になっていますので、より早く周知、サポーター制度をまず知っていただくという段階から次のステップに早く進んでいただかないと、次のステップに進む前にどんどん認知症患者さんの割合だけがふえていって追いつかない状態になっていくと思います。なのでそこをゆっくり、まだ何人だから今、入り口を広げていろいろな人に知ってもらおうとかじゃなく、できるだけ早く周知徹底をしていただいて次の段階に進んでいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

やはりその部分については非常に重要であると思っておりますし、本年3月に策定いたしました地域福祉計画の中でもやはりその地域のネットワークづくりと申しますか、地域での見守りというのは非常に大切になってくると思います。ですから、当然理解者をふやす意味でのサポーター養成講座は引き続き重点事業として行っていきますし、その地域でのそういった見守りの活動についても早急に検討を行って実施に向けて努力をしていきたいと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

サポーター制度で勉強できる、認知症ってどういうのか知っていただくということで参加された方というのはガイドブックで、あとケアマネージャーが来られるんですかね、話をしながら認知症とはどういうものなのかというのを話をされてサポーターになっていただくと

いうふうに聞いたというか、今のところそういうふうな状態ということだったんですけども、間違いないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

基本的にはそのとおりでございます。ただ、今年度行いました放課後児童クラブを対象にしたキッズに関してはそういった説明だけでは難しいということで、メイトさんの協力も得ながらちょっとした寸劇を入れた形で、お子様方には理解をしやすいような形で講座を開催させていただいたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

子供たちにわかりやすく説明されるということでそういった工夫をされているということはいいと思うんですけども、例えば町の職員なり大人の方だったらガイドブックやケアマネージャーの講師の先生に来ていただいて話を聞くだけよりも、実際に認知症の患者さんは思っている以上にやはり見守りが大変なので、ガイドブックやそういったところ以外で実際に目で見て、どういうふうに介護されているのかということを見てもないと本当にサポートしていけないんじゃないですか。もうただガイドブックだったら道を歩いていて認知症患者さんが徘徊されていて、それをどういうふうに手助けしようとかということも手段も方法もわからないと思いますし、そういった講習の中でサポーターになっていただく上で一度そういった方々の現場、認知症ってどういう患者さんなんだろうということを見ていただいたほうがよくないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

確かに百聞は一見にしかずといえますのでそういったことも非常に有効であるとは思いますが、家族の方からすると非常にそういった部分を表に出したくない方というのもしらっしゃると思いますので、そういった部分につきましても併せて認知症の人と家族の会佐賀県支部東部地区会というのがございますので、そういったところとも協議をさせていただ

きながら、もしその講座の一部分として取り入れるのであればそういったところと協議をしながら、また広域とも連携をとりながら検討させていただきたいと考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら次に、民間の企業との連携ということでちょっとお尋ねしたいと思います。

日本郵政グループの日本郵便が、郵便局員が高齢者世帯を訪問し暮らしぶりを確認したり買い物代行等を行って生活支援を行うサービスを10月から始められると思います。これが北海道、宮城、山梨、石川、岡山、長崎の一部の地域だけの実施開始なんですけれども、2番目の質問で回答いただいた中で民生委員の方に見ていただくという回答をいただきましたけれども、認知症の方を民生委員の方に見ていただくというのは物すごく、民生委員だけに見ていただくというのは大変だと思います。こういった民間の企業もいろいろな工夫をしながら安否確認、健康状態の確認や、認知症を抱える高齢者だけでなく高齢者全般の問題であることを行政と民間が連携をとりながら協力していくというふうに進めていこうとしているんですけれども、基山町もこういったことをより早く取り入れて地域の見守りを手厚くしていないといけないんじゃないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

今おっしゃられたとおり、これからはやはり宅配業者ですとかそういった方々と連携をとることも非常に重要になってくると思います。現在本町で考えておりますのは、まずは郵便局のほうと連携をとりまして、またこれ自体は認知症の直接的なサポートということではなくて、高齢者などの全体的な見守りということで、そういった見守りの事業を実施していこうという計画はさせていただいておりますけれども、ただ今回の分につきましては先ほど申されたように実際訪問をして安否確認まで行うということまでは考えておりませんので、まずは異常があったときに町に通報していただくというような形から初めて、その後にそういった一歩踏み込んだ形での家庭の訪問まで含めたところまでできるような形に持ち込んでいけるように今後は協議をさせていただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

認知症の方も地域の一員として生きがいを感じて暮らせる社会づくりを基山町も推進していただいて、この認知症に優しいまちづくりというのをこのオレンジプランより先に手を打っていただいて進めていっていただきたいと思います。特に買い物、店側の協力も必要ですし家族の協力も必要ですし、いろいろな方の協力がないと認知症の方が地域の一員として生きがいを感じて暮らせる社会づくりというのは難しいので、生涯学習の面においてもこれはより早く先を見越して進んでいってほしいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

私どももそういった考え方で、やはり先を見越した形で実施をしていかなければいけないと思っております。また、町内の民間の事業者の動きとしても例えばコンビニ業者がEV自動車を使って宅配サービスを始めたり、あとまだ計画段階ではございますけれども、スーパーマーケットが買い物弱者対策として買物を希望される方の送迎を行ったりという計画等もございますし、あと生涯学習的な観点から申し上げれば今後はまた教育委員会、関係団体との協議も必要となると思っておりますけれども、認知症サポーター養成講座にこだわるようでございますが、青少年育成ですとかあと子供クラブ等でも開催できるような形で理解者をふやし、また制度的にも充実をさせていきたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ちょっとスーパーの話は私は知らなかったもので、初めて聞いたので、今後ちょっと調べさせていただきたいと思います。

実際に教育への取り組みというのは今後どういうふうには計画されているのでしょうか。生涯学習として、何か計画があれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ具体的な計画はございませんけれども、生涯学習講座等の中で今後取り組むことができないか、健康福祉課ともよく協議をいたしまして研究してまいりたいと思います。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

きのうの河野議員の質問の中で回答をいただいていた分でひまわり教室とコスモス教室で前回はされているということだったんですけれども、これで80名ぐらいと先生が8名で受講されているときのうお話があったと思うんですけれども。これは例えば全校生徒に認知症について考えていただくとか、小学生・中学生に対しても最初の入り口を広くするのであればもっと少数の講義の場じゃなく大きい場でどンドンPRというか、認知症を知っていただくという場を設けたほうがより一層広がっていくのではないのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○熊本健康福祉課長（熊本弘樹君）

養成講座そのものについては、例えば学校全体の集会とかそういった形の大きな人数でお話をするというものではなくて、やはり四、五十人程度を、メイトさんが教えるに当たってやはり目が行き届かない部分もありますので、四、五十人程度が1つの目安ではなかろうかというふうに考えておりますので、学校でということではなくて先ほど申しあげましたように青少年育成会議とか、あと子供クラブとか、それぐらいの単位で行わせていただければなと。当然その部分につきましては教育委員会と関係団体との協議も必要になりますので、今後という形になると思いますけれども、私どものほうとしてはやはりそれぐらいの人数が適当ではなかろうかと考えておりますので、そういった形の取り組みで児童・生徒については養成をさせていただければというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

それであれば例えば区の公民館なりに出前講座として行かれて認知症について講義をしてもらうとか、そういった計画、40人か50人ということなんですけれども、そういった出前講

座を今後していかれるかどうか教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

現在も出前講座という形で養成講座を行わせていただいております。お子さん方の分をずるから特別に出前で行うということではなくて現在も行っておりますので、引き続きそういった形でも実施をさせていただきたいと考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

これは何も日本だけの問題じゃなく世界的にも大きな問題になっています。実際基山町も認知症患者さんがいらっしゃって今後地域の見守りが必要になってくると思いますので、できるだけより先を行っていただいて、認知症患者さんも基山町の一員として暮らしやすい町として今後も力を入れていっていただきたいと思います。

最後に3番目の中学生の通学路について質問をさせていただきます。

まず中学生の通学路を年度初めと2学期初めに確認、指導を行っているということだったんですけども、これはこの時期2回というのは何か理由があってこの時期に2回されているのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

新しい1年生も入ってきますので、地区ごとに教室を分けて説明をするんです。この地区の通学路はこういう通学路だよということ、そういうことを最初に年度初め、それからまた中間で通学路について君たちが危険と思うところとか、それから何か変質者とかそういうものが出るとか、そういう情報はないかということも確かめたりしております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

ちょっと残り時間が少なくなってきたので先に行きます。

町内で事故の発生が心配される場所として町内で18カ所あるというふうに答弁をいただいたんですけれども、これは交通指導員、学校と教育学習課で協議をしながら、何か協議の場を設けて確認をしながら18カ所あるというのがわかったのでしょうか。それともどこか学校からだけ、交通指導員からだけでということなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

年に1回、学校と保護者と一緒になりまして危険箇所の点検、そういうものを行っております、点検活動というのをですね。そういうことで情報を共有しながら、この辺が歩道とか信号があるけれどもちょっと危ないよねとか、交通量が多いですねとか、坂道の後の交差点だから自転車はちょっと危ないんじゃないかとか、そういうことで交通事故の予想がされる場所として上がってきております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら、学校と教育学習課と保護者。交通指導員の方のお話は今のところ全く聞いていないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

交通指導員とか安全なまちづくり推進員さんたちと学校との直接の意見交換会というのはあっておりませんが、もしそういう情報がありましたら学校のほうに通報されるというふうに聞いております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そういう方々とより親密になって話をしながら危険箇所、登下校中の通学路の危険箇所を把握していかないと、今後小郡から新しく本郷基山線という名前でよかったですか、が通るようになって交通量もふえてくると思います。そういった部分でより一層密に確認をしな

がら危険箇所がないかというのを会議を持ちながら話をしないと子供たちの通学の安全が保っていけないと思いますので、そこをもう少し密に会議の場を設けながらでも話し合いをしていただきたいと思います。

次に通学路外での交通事故が1件あったということだったんですけれども、通学路外での事故は保険は適用されるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

学校管理下ということであれば保険適用されますけれども、交通事故につきましてはこのセンターの保険ではなくて自賠責保険のほうが有利な保険ですので、そちらのほうで対応をされてあると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

これはちょっと保護者の方から少しお話を聞かせていただいたんですけれども、この間、8区のほうから学校に行こうと思ったら中学生が3号線を渡って線路を渡って行かれている途中に、あそこは信号機があるんですけれども、そこで危うくぶつかりそうになったという話だったんです。そこは危険箇所に入っているんですか。そういった通学路じゃないところを通学していて事故にあった場合、保険が適用されるのかというのを不安に思われていて、ここはもう保険が適用されるということによろしいのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

御指摘の場所は上町踏切と3号線の交差点のことを指摘されてあると思いますが、その部分は非常に危険性が高いということで、基山駅の自由通路が完成した折に通学路を変更いたしまして、そこは絶対通らないようにというような指導はいたしております。ただ、どうしてもやむを得ずそこをもし通ったとしても学校管理下の事故であったということにはなるのかと思いますけれども、先ほども申しましたように自賠責の保険のほうの方がもう随分有利なんです。登下校の死亡見舞金はちなみに1,400万円ぐらいしか出ませんので、もし死亡事故等

がありましたらそういう事故の補償金のほうが非常に有利かと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

そうしたら保険は使えるけれども自賠責保険のほうがその人にとっては有利ということな
んですね。

この通学路じゃないところを通学、学校に行くのがぎりぎりになっていて多分通学路じゃ
ないところを急いで行ってたんだと思いますけれども、こういった通学路じゃないところ
を通学する生徒さんに対して学校側としてはもっと危険箇所を示して徹底していかないとい
けないんじゃないでしょうか。その辺はどういうふうな、最初のこういうふうな地区生徒会
を開き通学路の確認をして指導を行っているという回答かもしれませんけれども、それで今
のところ、ごくわずかだと思います、守っていない生徒。ほとんどの生徒は守られていると
思いますけれども、1人でもいらっしゃったら徹底的に守っていただいて安全に通学しても
らうふうに指導していかないといけないんじゃないでしょうか。どうでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

学校のほうでは教員が毎日通学路に立つわけにはいきませんので、私の経験では月に1回、
学期に数回、交通指導ということでポイントポイントに立って交通指導をしていたという経
験がありますので、恐らく基山中でやっていたので基山中もやっているんじゃないかと
思っております。

それからさっきのちょっと補足ですが、通学路あるいは通学路以外でも交通事故にあった
場合はすべて加害者がいる場合は加害者の補償が優先されますので、その振興センターから
の保険は出ません。例えば通学路を通っていないくても学校に来ている途中に石が飛んできた
とか、何か看板が当たったとか、転んだとか、そういうことで負傷した場合にはこれはこち
らのほうから学校管理下の事故ということでカバーはされます。内容は、まず健康保険で払
ってもらって、3割負担しますよね。3割負担しますが、戻ってくるのは4割ぐらい戻っ
てきます。そういうような内容です。

○議長（鳥飼勝美君）

神前議員。

○1番（神前輔行君）

わかりました。そうしたら今後も安心して通学できるように通学路を徹底して事故がないようにしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で神前輔行議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩します。

～午後2時10分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

次に、久保山義明議員の一般質問を行います。久保山義明議員。

○2番（久保山義明君）（登壇）

皆さん、こんにちは。2番議員の久保山義明です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い3項目質問をさせていただきます。

その前に、平日の午後にもかかわらず傍聴に御参集いただき、感謝申し上げます。ありがとうございます。私は登壇のたびに申し上げておりますが、議会傍聴こそ住民自治への第一歩だと思っております。貴重なお時間ですが、本日最後の一般質問におつき合くださいませようよろしくお願いいたします。

さて、今回の質問は、さまざまな計画について数点絞って行います。行政には多くの計画があります。散乱していると言っても過言ではないくらい存在しています。目の前の計画をつくるので精いっぱいになっていないか、計画をつくるのが仕事になってしまうと本末転倒なのですが、すべてこれらの計画に沿って事業を遂行していかなければならないのも事実です。そして本年度からいよいよ町の最高計画である総合計画の策定にも着手するわけです。前回の一般質問でも申しましたが、PDCAのサイクルの中でどうしても最後のA、アクションの部分が見えてこない、見えにくい、計画をつくって実行して評価をして、最後の行動の部分が見えにくいわけです。アウトプットが不明確になっているようにも感じられます。全体の将来を見通した町の方向性を含めた質問をさせていただきたく思います。よろしくお願いいたします。

いたします。

まず1項目め、公共施設のアセットマネジメントについてお伺いいたします。聞きなれない言葉ですが、アセットは資産、マネジメントは管理、つまり資産管理についてですが、もう5年ほど前から行政用語として当たり前のように飛び交っている言葉ですので、固有名詞として使わせていただきます。

(1)基山町のアセットマネジメントに関する考え方及び方向性についてお示してください。

(2)各種整備計画の分野及びカテゴリーについてお示してください。

(3)長寿命化計画策定の判断基準は何かお尋ねいたします。

次に2項目め、子育て支援策についてお尋ねいたします。国の施策がころころと変わり、正直私も現在の状況がよくわからない中で、純粋に質問をいたします。

(1)子ども・子育て支援法及び児童福祉法改定によって何が大きく変わるのかお示してください。

(2)地域子ども・子育て支援事業計画における基山町のスケジュールをお示してください。

(3)学童保育における定数の見直し、常勤指導員の配置についてどのように考えるかお尋ねいたします。

最後に3項目め、これはさきの6月議会で時間がない中、不完全燃焼に終わったため、若干内容を変え、改めて質問をいたします。

(1)基肄城保存整備計画の見直しについて、現在どのような計画がなされているのかお尋ねいたします。

(2)1350年祭を見据えた基肄城跡をどのように活用する取り組みを考えているかお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

久保山義明議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1項目めでございます。公共施設のアセットマネジメントについてということで、

(1)基山町のアセットマネジメントに関する考え方及び方向性について示せということです。本町では統一した基本方針としては策定はいたしておりませんが、アセットマネジメントの

考え方に沿った対処法的な維持管理から計画的な維持管理への転換や、住民ニーズに基づいた新たな社会的要請への対応については本町でも実施しておるところでございます。これからの方向性についても、公共施設に要する長期的な経費の縮減のため、公共施設のアセットマネジメントの考え方に沿った現在の方針で施設管理に取り組んでいきたいと考えております。

(2)の各種整備計画の分野及びカテゴリーについて示せということです。一般的には施設整備や大規模改修については施設整備、インフラ整備、その他の分野に分類をされ、その分野ごとに学校施設整備計画や道路整備計画などのカテゴリーがございます。そうしたカテゴリーのうち本町では具体的に策定している整備計画としては現在のところございません。

(3)の長寿命化計画策定の判断基準は何かということです。国土交通省が示している主な施策の中に施設の長寿命化によるトータルコストの縮減として「必要な機能を維持しつつ将来の維持・更新費用を抑制するため、施設の長寿命化等に資する計画の策定・寿命化対策を推進する」としており、本町でもそれに沿った形で施設の長寿命化計画の策定を進めているところでございます。

2 項目めの子育て支援について。

(1)子ども・子育て支援法及び児童福祉法改定によって何が大きく変わるのかということでございます。子ども・子育て支援法や児童福祉法改正等は子ども・子育て関連3法と呼ばれ、より子供を産み育てやすくすることを目指し、3点の大きな柱をもとに創設されました。3点の大きな柱とは、第一に認定こども園制度の改善、第二に認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付等の創設、第三に地域の子供・子育て支援の充実となっています。具体的には乳幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその実施時期等を記載した子ども・子育て支援事業計画を策定し、その計画に基づく各種施策を実施していくことになります。

(2)地域子ども・子育て支援事業計画における基山町のスケジュールを示せということですが、今年度は子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施、子ども・子育て会議の設立、各種事業量の見込みの検討を行います。平成26年度は子ども・子育て支援事業計画の策定、事業計画に関連する条例の制定を予定しております。

(3)学童保育における定数の見直し、常勤指導員の配置についてどのように考えるかということですが、現段階では放課後児童クラブの定数の見直しは考えておりませんが、今年度

の状況を見ながら検討していかなければならないと考えております。ただし、定数を超える申し込みがあっても受け入れる体制はとらなければならずと考えております。また、常勤指導員の配置は現在予定しておりません。

3項目めの基肄城保存については教育委員会のほうからお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）（登壇）

3項目めの基肄城保存整備計画についてのお尋ねにお答えしてまいります。

(1) 基肄城保存整備計画の見直しについて現在どのような検討がなされているのかというお尋ねでございます。既存の「特別史跡基肄城保存整備基本計画」は平成5年に策定されたものでありますが、これ以降の社会的価値観や史跡保存整備に対する一般の方々のニーズ並びに整備手法等においては今日までにかなり変化していると思われまます。また、平成17年度から5カ年にわたって実施された鳥栖農林事務所の基山地区生活環境保全林整備事業もあり、史跡内部にも若干の変化が生じております。このような状況等を踏まえるとともに、近年では基肄城跡単独ではなく水城・大野城など太宰府史跡群の主要史跡としての整備を考えるべきという観点も必要になってきていると認識しております。よって、最近の有効な整備事例等を参考に、基肄城跡に合う手法を検討するため、保存整備基本計画の見直しを行う必要があると考えております。見直しの時期については、現在取り組んでおります水門石垣保存修理事業から継続的に計画していくことで佐賀県教育委員会・文化庁と協議しているところであります。

(2) 1350年祭を見据えた基肄城跡をどのように活用する取り組みを考えているのかというお尋ねですが、基肄城跡の1350年祭事業につきましては、関係6市町等で取り組んでおります水城・大野城・基肄城1350年事業とは別に、基肄城跡のみを対象とした本町独自の1350年事業の計画に向けて町内の歴史研究団体等とさまざまな案を出し合いながら協議しているところであります。この中には基肄城創作劇や古代山城サミットが含まれているところですが、ほかにも基肄城跡の現状や特徴にマッチした有効活用の手法があれば検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは、2回目以降の質問は一問一答でさせていただきます。

ここでは(1)から(3)まで一括してお尋ねいたします。

まず基本方針は策定していないということでしたけれども、公共施設の電子化された管理台帳なるものは存在するのでしょうか。整備されているのかお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

土地・建物それぞれ行政財産、普通財産に分けて整備はいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これは事前に財政課からいただいた公共施設、公有財産、これは建物だけですけれども、その築年数を一覧表にまとめていただきました。おおむね39施設143棟が存在するようになっていますけれども、これで大体よろしいでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それで結構かと思えますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

本日議長に許可をいただいてこの143棟を築年数別に円グラフをパネルじゃないですね、拡大コピーでしてきました。見えますかね。基山町の場合は非常にコンパクトな町ですので、施設数そのものは先ほど39施設と言いましたけれども、少ないと判断していますけれども、やはり1つの自治体ですので一通り公有財産が存在します。そこで、築年数が10年未満が7.7%、10年から20年未満が20.3%、20年から30年未満が26.6%、30年から40年未満が21%、40年から50年未満が22.4%、そして50年以上が2%です。これはあくまでも施設のパーセン

トではなくて棟数を割ったパーセントです。10年未満の主なものというのが基山小学校関連です。それから10年以上の主なものは庁舎、町民会館、総合体育館などです。20年以上の主なものは若基小学校、基山中学校などがありますが、基山中学校の体育館は既に42年が経過しています。30年以上は本桜団地、憩いの家、町営球場、基山町立保育園、葬祭公園などですが、憩いの家は39年が経過、町営球場で38年、町立保育園で37年で、数年後にはすべて40年以上の建物となります。40年以上はお察しのとおり旧庁舎、割田団地、園部団地でほとんどを占めます。50年以上が旧中央公民館が55年経過、そして最も古いのが基山公園の避難所で78年を経過しています。少々時間をとりましたが、ごらんとおり30年以上の構築物が45.4%を占めます。町長、この数字、この円グラフをごらんになりどのような感想をお持ちかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私、幾つかは、保育園とか憩いの家、あの辺は古いなとかねがね感じておりまして、これも近いうちに何かしなきゃいかんのかなと、それから町営住宅にしてもそうでございます。そういう思いを持っておったんですけれども、意外とやっぱりみんな老朽化しておるんだなということでございます。それからきのうも出ました橋梁の分あたりもまさにその辺だろうということで、これはやっぱり対策を、計画を立てていかなければいけないと。特に40年、50年というと一気にいろいろ設備をつくった時代だというふうに私も思っておるものですから、これは一気に来たのかなというような感じはいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では少し具体的に質問いたします。

主な建物でいうと基山の避難所はこの実施計画でも26年、27年で施設改修を実施というふうにありますので、恐らくここでされていくものだと思います。旧中央公民館は実松川の河川改修、河道計画の問題、ただ恐らく今後5年以上の歳月はかかるでしょう。それまでどうしていくのか。旧庁舎は定住促進エリアということでしたけれども、割田団地は長寿命化計画、そして建てかえを計画で指摘されている園部団地、これをどうするのか。答弁で対処的

な維持管理から計画的な維持管理への転換をしているということでした。ですのでここで一旦お聞きします。まず基山公園の避難所は来年当初予算で計上予定ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

そこ、先ほど町長が答弁を申し上げましたのは、そういうふうな転換を図っているという意味でございます。長寿命化計画もしかり、庁舎・保健センターの外壁の診断を始めたのもしかりで、その転換を図っているということで説明をされたと思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

避難所、原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

来年度の当初予算のことについてはまだ計上の事務作業にはとりかかっておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

その関連。（「関連です」の声あり）木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基肆城の避難所は昭和初期に建設されておりまして、その上に昭和40年代に展望所みたいなのが建っております。先日町長も含めて現地を見に行っております。その中で1階の避難所のほうは地震もありまして非常に危険な状態ということになっておりますので、これについてはちょっと立ち入り禁止にして少し方向性を考えなきゃいけないというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

国の特別史跡内の公園ですから恐らく文化庁との関連も出てくる、簡単には恐らくできないのかなとは思っていますけれども、先ほど言われましたように非常に危険な状態が続いていると思っていますので、これは私は当初予算で計上されるのかなと思っていました。

続いて旧中央公民館、これは実際の施工年までそのままの状態でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

旧中央公民館につきましてはこれまでも何度か一般質問等で財政課長とかがお答えしていると思いますけれども、河川改修がありますので、それまでは今の状態を保持しておくということでお答えをしておりますので、現在もその方針に変わりはありません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

じゃあ旧庁舎跡地、これはどのような計画を策定していかれる予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

旧庁舎跡地につきましては、社会福祉協議会が今の役場別館のほうに移転することは決定しておりますので、これが終わり次第、これからどうするのかということは検討していかなくちゃいけないと思っております。基本的には、庁舎の敷地は余り広うございませぬけれども、前から申し上げておりますとおり人口増対策として何らか利用できればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

では続きまして葬祭公園、憩いの家、これは毎年のように修繕費がかさんでいます。どのような方向性をお持ちかお聞かせください。所管が違うと思しますので、葬祭公園からお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

葬祭公園につきましては今、議員ご指摘のとおり昭和53年7月で今年度約35年経過しております。先日の監査でも御指摘がありましたように非常に修繕料が、大きな金額じゃございませぬけれども、年々修繕料がかさんできていると思っております。しかしながらすぐに新しいものを建てるというのはかなりの財政力が要りますので、今は当然近辺の市町、鳥栖市、ある

いは小郡市ということで、そこについて実際基山町の年間約160人程度が今、お亡くなりになっておりますので、その辺の今後各市町のほうに受け入れてもらえるのか、当然それに関しましては今の施設の減価償却費ないしその金額等が出ますので、今のところ各市町のほうにつきましてはまだそこまでの打ち合わせはいつていないのが実情でございます。当然基本計画といいますか、それにのっとなって徐々に交渉していかなければならないかというふうには思っております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

老人憩いの家につきましてもかなり老朽化をしております毎年修繕について予算計上させていただいておるところでございますけれども、耐震の診断とかは行いまして現状としては使用できるということで、今後とも高齢化を迎えていく中で非常に高齢者の方の憩いの場として利用していただいているということもありますので、当然大規模な改修を含めて今後とも検討していかなければならないと考えております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

葬祭公園は恐らく長寿命化計画にするのか、それとも言われたように鳥栖、小郡と広域の行政連携をとっていくのか、その辺の判断が私はもう間近に迫っていると思いますので。憩いの家についても監査報告にもやっぱりあれだけの人が利用していただいている、その割にはやはり施設そのものが古いという判断も下されています。早急に考えていつていただきたいなと思います。

続いて町営球場のナイター設備、最近特に漏電を起こして、またその土台そのものが倒壊の危険さえあるというふうに言われています。どのような検討がされているかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のところ具体的な検討はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

割田団地、これはその立地のよさから議会でも移転も含め検討すべきという意見が多いのですが、今後どうされる予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

割田団地の3棟につきましては来年度は外壁の修理、それが長寿命化計画の中でうたわれておりますので、それに基づいて修繕を行っていききたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

続いて園部団地、これは住民の方の御意見は重々承知していますので省略してください。町としてどうしていくのか、この長寿命化計画の三次判定、建てかえというふうに出ています。これはコンサルに委託した後、恐らく所管課で最終的に下した判断だと思っております、よければ明確にお答えいただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますように園部団地につきましては長寿命化計画の中で建てかえがもうベストであるというような報告になっておりますし、これにつきましても県のほうにもその長寿命化計画につきましては提出をいたしておりますし、今後はもう建てかえを前提としてどうやっていくのかということでございます。それにつきましてはやはりかなりの大きな事業になろうかと思っておりますので、やはりしっかりとした計画を策定いたしませんといけませんし、それに伴いまして現在入居してある方をどうしていくのかというところも複合的に考えた政策といいますか、そういったものが必要になってくるであろうと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

以上それぞれにお答えいただきました。これら30年以上の建物を一斉に例えば大規模改修、建てかえ、設備機器の更新などをした場合、粗い概算で構いませんが、大体幾らぐらい必要かとお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

申しわけないですけれども、ここでその数値は持ち合わせておりません。申しわけありません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

恐らく相当な金額になることは間違いありません。やはりこういうふうなことをきちっと常に思っていればある程度の概算というのは出るんじゃないかなとは思っておりました。例えば耐用年数50年の建物を65年に長寿命化した場合に、これはちょっと私が参考にした新居浜市では今後30年の更新期間で大体484億円削減できると。年平均16.1億円削減できるというふうな形でアセットマネジメントの基本方針が出ています。保全に係る経費には当然限りがありますし、効率的な予算配分が必要になってくると思います。だからこそアセットマネジメントの考え方が必須だと思いますし、今までの建物と違って今度は耐震・防災・バリアフリー、こういったものが前提になってきますので、もっともっと費用は加算するかもしれません。

それと、私は今、アセットマネジメント、長寿命化計画も含めたところで言いましたけれども、今度は除去計画、スクラップ・アンド・ビルドじゃなくてスクラップをする計画も同時に立てていくことが必要になってくると思います。現在では基本方針もない、恐らくその除去計画もないと思いますが、今後どのように対処していかれるかお聞かせ願えますか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私もこの長寿命化、アセットマネジメント、この辺はもう以前から気になっておるところ

でございました。東洋大学の根本祐二教授、このあたりが随分前からやはり長寿命化、長寿命化というような考え方を発表しておられましたので、その辺のところもずっとスクラップして私も読んでおったということでございます。その中でその長寿命化というような考え方で、やはり新規に建て直さなきゃいかんというような考え方、この両方をおっしゃっておったと思います。建てかえる、それだけじゃなくて今度はよそとの共有化というか、一緒に使おうというような、そういう考え方もこれから先やはり必要じゃなかろうかと、そういうふうなことも。だからこれは相手があることですからわかりませんが、葬祭公園なんかはやはりその部類なのかなというような、何とかお願いしなきゃいかんのかなと。それから基山町でも現在焼却場とかそういうところは共有しておるわけでございますから、そういうこともやはり考え合わせた上で本当にしっかり考えていかなきゃいかんと。議員おっしゃるように大体どのくらいかかるのかというような、そういう概算でもやはり考えて、それをどういうサイクルでやっていくかというようなことはこれから本当に必要になってくるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

それでは今年度からスタートする総合計画、また都市計画マスタープラン、この中にアセットマネジメントの推進という文言を入れられるということでよろしいですか。確認します。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

そのアセットマネジメントどうのこうのということは入れるかどうかというのはわかりませんが、当然総合計画をつくるときに何年ですのかという御質問がありましたときに10年ということをお願いしたと思います。その念頭にはやはりこういうものは当然施設の計画を年次を追ってつくっていかなくちゃいけないということは念頭にありました。それから、当然今、日本で高齢化社会と言われる中で、高齢化する中で公共施設が維持できるのか、これだけの公共施設が維持できるのかなということもいろいろ議論になっておりますので、今、基山町が持っている公共施設の中で、その中で基山町が人口が減るということを前提に総合計画をつくるのであれば当然公共施設について維持できないものも出てくるかと思いま

す。逆に基山町の人口をふやしていくということになれば公共施設は維持できるかということもあろうかと思しますので、その辺は総合計画をつくる中で議論していかなければいけないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほど個別に私も施設の形で聞きました。当然ばらばらの所管課が答弁をされました。これはやはり一元的な管理主体の設置が必要であるというふうに思います。財政課長、保全情報システムの導入、いわゆる一元管理をしていくというその保全情報システムの導入というのは今後考えていかなければいけないというふうにお考えでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

議員が今、持たれている台帳については各課で自分の担当の中は見られるようになっていきます。施設の更新とかもできるようになっています。ただ、よその課は扱うことはできませんけれども。先ほど維持管理の費用のこととか言われていますけれども、一般的には建ててから壊すまで費用を合計すると、建てる費用は20とか25とかそのぐらいの金額だったように言われていますので、議員がおっしゃることも大事なことですけれども、転換期というか、今までスクラップ・アンド・ビルド一辺倒だった時代からストックの維持・保持への転換期であって、やっとうちも長期長寿命計画とかをやり始めたばかりですので、いきなりアセットマネジメントを実施計画とか基本計画の中にうたっていくというのはちょっとまだ無理があると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちなみに今回は私はこの新居浜市のアセットマネジメント推進基本方針から埼玉県鶴ヶ島、公共施設の保全の考え方、これは新潟県上越市ですね、公の施設等除去計画、これらを参考にさせていただきました。またこれを調べていく中で、実は埼玉県というのは非常に先進地であって、埼玉県公共施設アセットマネジメント推進会議というのを発足させています。

市町が取り組む公共施設アセットマネジメントに関する基本方針や基本計画に策定する経費について助成も行っています。これがその埼玉県のやつですけれども。副町長、現在佐賀県には恐らくこういう制度、仕組みというのはないと思いますけれども、基山町からぜひこういうのをつくっていくべきじゃないかと県のほうに推進をしていかれるおつもりはありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

アセットマネジメントについては県のほうも取り組みが若干おくられているんです。土木施設等については長寿命化計画等をつくっていつているんですけれども、国土交通省の補助関係でそちらが先行しまして、通常の庁舎等については県のほうも余り進んでいない状況でして、今、研究を進めてその一元管理とかそちらのほうの取り組みをしている状況でございます。それで、まずは県も自分のところの体制を固めたいということでございますので、それと併せて当然市町村の指導もまたこういう事業が進むようには申し上げたいとは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

よろしくをお願いします。

時間の関係もありますので関連してお尋ねいたします。

今月の全員協議会でいよいよ使用料の適正化を目指し算定方式を改めていくとの方針が示されました。そのことは私は財政課の英断であり敬意を表したいと思っておりますけれども、その算定基準に減価償却費を算入していくとあります。現在は算定されていないのかな。減価償却費をどのように算出していくのか、ここは使用料の質問ではないので簡潔にお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

本町が持っています財産台帳の中には建物の評価額等は入れておりません。普通財産の土

地だけであります、金額が入っていますのは、使用料・手数料の算定基準の中に考えております減価償却といたしますのは当初の建設費をもとに償却率を当てはめて、定額法で適用するというふうに今のところは考えています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

減価償却費を算出するというのは恐らくストックとフローが連動されなければならないと思います。しかし、現在の収支のみの単式簿記ではなかなか難しいですね。だからこそ今会議の冒頭に監査報告書にも代表監査委員のほうから複式簿記の早期導入を求められているわけです。これについてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

先ほどの使用料・手数料条例の中に減価償却費を入れましたのは、施設によって、年度によって大がかりな補修とか修繕とかをする場合があります、それをもとにしていきますと年度年度によって使用料の算定額が大きく変わることがありますので、その代替と申しますか、違う基準で金額を求めようということで減価償却費を入れるということにしております。

それと複式簿記の件ですけれども、7月の新聞に総務省が複式簿記を要請するというようなことを新聞にも書いてありましたけれども、今の会計方式と申しますのは単式の現金主義でありますけれども、その会計のやり方と申しますのは自治法とか地方財政法で細かく決まっておりますので、簡単には複式の発生主義の方法に行くのは難しいと思いますけれども、要請するという言葉で書いてありますので、その辺は国も認識はしているものだと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

確かに私も調べて7月17日付の日経新聞に総務省がそういうふうなものを要請するというふうに記事がありました。最初に申しました電子化された資産台帳の作成義務、これもまたその中に含まれていました。研究されるでしょうし、逆に研究では足りない、検討、できる

だけ具体的にこれから検討しなければいけないのではないかなというふうに思っております。そして先ほど財産に関する調書で平米数しか記載されていないというふうに言われましたので、できれば次回、取得価格、償却累計、残存価格、これらを明記した資料を添付していただければというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

財産台帳の整理の仕方について、公会計の整理をするときに財務4表といいますけれども、総務省改定方式と基準モデルという2種類がございまして、当町は総務省の改定モデルということで採用しておりますけれども、それは売却可能な資産だけについて評価額を算定しなさいということですので、うちは総務省の改定モデルを採用しておりますので、もちろん普通財産の土地だけしております。先ほど言いましたように要請ということが本格的に来ればそれを一本化して全国で比較できるようにというようなことも書いてありますので、それまでは現方式でいきたいというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。恐らく行政には行政のルールがあるんだろうというふうに思いますけれども、きのうも、そしてきょうもその財政を心配する声がやはり町民の中から聞こえてくる。これはやはり見えてこないからどうしてもそこを心配せざるを得ないというふうなことだと思います。だから私は確かに売却予定がないものを減価償却また残存価格とかというのはどうかなとも思うんですけれども、それをすることによって逆に町民の方が一種の情報を得るのであれば、それはそれで今後やっていく価値はあるのではないかなというふうに思います。

それでは次の項目に移りますが、ちょっと時間の関係で3項目めを先にさせていただきたいと思います。前回も全く時間がなかったために中途半端になりましたので、よろしく願います。

基肄城保存整備計画、これは基本構想のほうです。平成3年3月に出されています。そして基本計画、答弁にもありましたように平成5年に策定されています。今、策定中の基本構想、基本計画は何が一番大きく変わってくるというふうに思われるか、まずお尋ねいたしま

す。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

平成5年につくりました当時は右肩上がりの社会情勢の中でつくっておりますので、少し施設にしても整備の規模にしても現実離れた部分が相当ありましたものですから、今後は実際の地に足のついたような計画にしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

確かに平成3年、平成5年というとバブルの絶頂期だったかもしれません。結構壮大な計画をされている箇所も見受けられます。ただこの段階で指摘されたいながら手をつけることができなかつた箇所、水門上部北側の民地との交渉、タマタマ石の宗教上の祭壇等が歴史的景観から見て指摘をされています。この部分に関して現在の交渉状況などをお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

水門石垣の地区については危険溪流区域でもありますし、ぜひともうちの予算も確保しながらお願いはしてございましたけれども、どうしても対象の方の職業の特殊性といえますか、そういったことから移転先がなかなか適地が見つからないということで、非常に困難な状況で現在も進展しておりません。

タマタマ石についてはまだ進んでおりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これは歴史的観点から見てもということで、恐らくここに非常に注目をしているらっしゃる郷土史家の方も数多くいらっしゃると思います。これは町としてきちんとある一定のところで態度を表明しなきゃいけない部分、確かに生活権の問題もありますし宗教上の問題ですの

で難しいところではありますけれども、次の整備計画でどのように記していくのか問われていると思いますので、よろしく願いいたします。

答弁に佐賀県教育委員会や文化庁との協議をしているとありました。これは恐らく議長が随分今回佐賀県に対しても物を申された結果だというふうに思っています。そして国の特別指定史跡といえれば国宝です。しっかりと議論を重ねて、華美なものという意味ではなく、国民が誇りに思えるような計画となるよう期待いたします。

次に(2)の1350年祭の取り組みについて併せて質問させていただきます。

1350年祭、恐らく多くの方が改めて基肄城の歴史を知り、また体感されるために大切な節目になると思われま。まずここでお尋ねですけれども、昨日の答弁の中で町長はこの1350年祭は主に太宰府でというふうにあります。今回教育長の答弁では独自にというふうな表現が使われています。この整合性をもう一度きちんとしたほうがいいかなと思ってお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私が申し上げたのは、1350年祭というのはメインの行事というイベントはやはり太宰府あるいは大野城になろうと、そういうふうなことで計画が大体今、最終ではございませんけれども、大体その辺だと。それから、あとの各市町ではそれぞれの市・町で何かイベントをとというような、大体そっちの方向で進んでおります。そしてその史跡にまつわるイベントであれば1350年祭というような冠もつけていいと、そういうことだと私は、今の私が知っているところの進行状況というのはその辺だということでございます。

それからどうせ出るとは思いますけれども、それがことし、来年、再来年ということなんですけれども、再来年、27年には山城サミットを基山でやろうというようなことで今、考えております。これは今まで、今度は高松ですから高松で4回目ですか、来年がちょっとあきまして再来年、基山で第5回目をやるというようなことで、前から基山町も大野城あたりからも進めてはもらっていたんですけれども、やっとその27年には何とかできるだろうというようなことで取り組もうということでございます。それを1つの1350年祭の基山町のイベントというような形で位置づけたらというようなことも考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

基本的には今町長が申しましたことと全く同じでございます。独自にというのは1350年祭の中で山城サミットをメインに持ってくるとか、そういうことで考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

その山城サミットというのは基山町独自でシンポジウムを開催するとかというのはまた違う形なんですか。まあいいです。できるだけ基山は基山でやはり独自性を出しながら、せっかく節目の年ですので何か行動を起こしていただきたいなというふうに思います。

それで現在の基肆城跡には水門以外当時をしのぶ構築物というのがほとんど存在しません。22年前のこの保存整備計画・基本構想にも北帝門や東北門、丸尾礎石群や大礎石群など発掘調査等により構造が明らかになった場合、復元を検討するとありますが、恐らく今後このような構築物を復元するというのもなかなか難しいのかなというふうに思っています。それは工事車両の車の乗り入れの問題とか維持管理の問題もあるのかなと思っています。それで、今、注目されているのが実はバーチャル・AR技術というのを活用したデジタル回遊ツアーです。最近では福岡城址もこの技術を使ってiPadを利用して当時の面影を再現させています。実はきょう、私の私物のタブレットを持ってきました。これは今スマートフォンでは大体40歳以下、大体48%ぐらいがスマートフォンだと言われています。最近では議長も手に入れられたみたいで最近よく触られていますけれども。これ、実はこれは福岡城址のそのバーチャルのやつです。このようにiPadを福岡城址の石垣のところにかざすとこの天守閣がバーチャルで出てくるという技術です。このように、私は水門跡とか大礎石群でこういうのをかざすと出てくるというのも1つあるのかなというふうに思っています。実はこの福岡城址のやつはすごくお金がかかっているんです。予算だけで6,700万円ぐらい最初ついていました。実際には恐らく3,000万円ぐらいで済んでいるんじゃないかなと思いますけれども。こういう技術を使うというのはこれから先どうしても必要になってくると思います。一番簡単なのが恐らくQRコードといわれるバーコードの複雑なやつ、それをかざすとそのホームページにリンクしてそのホームページを見られると。音声なんかもそこから聞こえたりするというやつなんですけれども。今このAR技術の実は無料のソフトも随分出てきているよう

です。私も専門家の方と今やりとりをさせていただいておりますけれども、このような新しい取り組みというのを官民共同で立ち上げて一緒につくり上げていくというふうなことは考えられないでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

形態はどういう形になるかまだ想像できませんが、つくり上げるということについてはやっていきたいと、そういう方向性は十分に持っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ありがとうございます。ぜひ教育長、町長を連れて福岡城のこのバーチャルを一緒に見にいかれませんか。町長、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

実はその話をしております。一遍見てみたいものだなというようなこと。教育長も今言われましたように非常に前向きに考えてありますので、私もそのいろいろな経費面もごさいますけれども、やはりそういう前向きないろいろな先どりみたいなことは必要だろうというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

きょうここに図書館から借りてきました「日本の城」という、これもうすごい、ずっと貸し出し中で、きょうに間に合うかももうひやひやすするぐらいすごく人気の本です。そこの最初のほうに、多分行政の方は皆さん御存じだと思いますけれども、基肄城の水門が随分大きく載っています。このようにやはり日本の城というこの分厚い本の中の前半にカラーで基肄城が載るといぐらい、非常に建物として、また水門横の南門、これは南門というんですか、南門や、建物そのものも正倉院と同じ校倉造をされていたというぐらい立派な、格調が高か

ったというふうに言われています。これを先ほど教育長がぜひやりたいというふうな力強い答弁もいただきました。こういう夢のある話に1350年に向けて取り組んでいきたいと思っています。またこの総合計画にありました遊歩道や案内板の設置の充実、こういうのも上がっていますけれども、これに関しては昨年度、観光協会と基肄山歩会の方々と共同事業で立派な案内板、そして崩落しかけた遊歩道の整備などを行っていただいております。このように共同事業でさらに町民挙げて1350年という節目の年を盛り上げていきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

では最後の項目に移ります。

また済みません、戻っていただいて、(2)の子育て支援策についてお尋ねいたします。

時間の問題もありますので、ここも(1)から(3)併せて質問をさせていただきます。御了承下さい。

まず子ども・子育て関連3法が成立する背景には急激な少子化の進行、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状、子育ての孤立感と負担感の増加、そして地域の実情に応じた提供対策の不足・不十分さなどが挙げられているというふうに言われています。現在基山町において子育てをめぐる大きな課題は何か教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

本町ではこれまで子供の医療の支給対象年齢を中学生まで引き上げる、あるいは就学前の支給方法を現物支給化するといったこと、あるいは放課後児童クラブの対象学年を6年生まで拡大したり、お預かりする時間を変更したりとか、そういった形で子育て支援を行ってまいりました。また本町の児童数というか、子供さんの数は減っているのに保育園の需要は変わらずある。それは何かといいますとやはり共働きの世帯、働くような世代の方が多いのではないかという状況の中で、この今、議員のほうからおっしゃられました一番の課題は何かということになりますと、心の支援というか、子育ての不安の解消という、そしてまたちょっと一部ではあるんですけれどもネグレクトとか児童虐待とか子育ての不安から来るそういった問題等もありますのでちょっと大きくはなるんですけれども、そういった心の支援というか、そういった体制が今後必要になってくるのではないかというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっとやはり寂しいですね、基山町における大きな課題がその心の支援が必要というのは、正直私もちょっと驚きましたけれども。また基山町の場合、合計特殊出生率が全国、県の平均値を大きく上回って県内最下位の1.23ポイントです。私も子育て支援にはこの基山町は割と先進的だと思っています。先進的な施策をしながら、何でこんなに出生率が低いのか。これは何か研究されている中で思い当たる節なんかがございますでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

出生率ということに関しては特別にこれはということはないんですけども、やはり子供さんを安心して産み育てられる環境というか、そういう部分においては、これは全国的な例かもしれませんけれども、やはり結婚をして子供を育てる環境というのが今の若い方にはまだそこまでいくような心情にないということが大きくあるのではないかなというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

先ほども言いましたように結婚したくてもできない、子供を産みたくても産めない、本当はアンケートをとるとやはり子供は3人ぐらい欲しいとみんな答えるんですね。結婚はしたいってみんな言うんですよ。80%超えるんですね。でもこれがかなわないから今回の関連3法がそれを補うために出てきたと思っています。ただ、実際問題として私も随分読み込みをさせていただきましたけれども、本当に基山町に合致した施策があるのかなという、なかなかやはりぴんとまでは来ない。だからこそ、私はこの出生率の1.23という県内最下位の数字というのも何かやはり原因があるはずだというふうに思っています。それで当然この関連3法は御存じのとおり税と社会保障の一体改革、つまり来年度からの消費増税が財源確保というふうに前提になっています。予定では10月1日に決定するとの報道もありますけれども、必要な財源が国全体で1兆円、そのうち0.7兆円はこの消費増税によるものです。もし予定どおり増税が行われなかった場合、基山町におけるこのスケジュール等に影響がある

のか、ないのか、あるとすればどのような影響があるのか、お尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

この子育て3法というか、この実施計画自体が今、議員がおっしゃるようにあくまでも財源を消費税の中でやるということで計画をされています。ただ、我々現場の市町村としましてはそれを前提としてやっておりますので、当然今年度もニーズ調査を行う、そして次年度には事業計画をつくるというところでは現在その準備で、今回議案のほうでも子ども会議条例案も出させていただいてその体制をとっているところではございます。ただ現時点でちょっとそれがならなかった場合にどうなるかというところの情報が現在上のほうからおりてきておりませんので確定的なことは申し上げられませんが、国としても先ほど議員おっしゃるように子供を産んで、そして育てやすい社会をつくるというのを大きく目標に持ってきています。特に大都市とかでの待機児童の解消というのが一番大きな面にはなっているんですけども。そういった中での事業ですので、それがならなかった場合の代替案というのは当然出してくると思っておりますので、実施時期が先送りになるぐらいで、大きく変わることはないんじゃないかなというようには予想はしております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

わかりました。

1回目の答弁にありました地域子ども・子育て支援事業計画におけるこのニーズ調査の実施、このニーズ調査の対象者を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

対象としましては子育てをしていらっしゃる方、実際には小学校就学前の児童をお持ちの方あるいは小学校を対象にした、あるいは事業所の方という形で、まだ調査の具体的内容は明確にできておりませんので、もう少し煮詰まった段階ではお出ししたいと思いますけれども、この内容も子ども・子育て会議の中で事前に御審議いただいて、それからニーズ調査を

やろうと思っております。実際に子育て中の方をターゲットとした、需要量を当然把握しないといけませんので、こういった需要があるのかというのを把握するために調査を行いたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私が見た資料にはその潜在的なニーズも含むというふうに書いてあったので、もうちょっと幅が広いのかなというふうに認識をしていますけれども。

では次の学童保育について、ちょっと時間もありませんので進みたいと思いますけれども。

学童保育に関してやはり心配をされていましたが定数オーバーが顕著にあらわれてきました。夏休み期間中、町長は恐らく一度ぐらいは学童保育の現状を見に行かれたと思いますが、感想をお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

とにかく定数オーバーと、130幾らですか、120のところを138ぐらいになっております。どうしようかというようなことで大分子ども課とも検討しましたがけれども、小学校のランチルームを使わせてもらうというようなことで、そこで対応をいたしました。休暇中でその後は別にオーバーしないというふうに私は認識しておりますけれども、そういうことで急場をしのいだということでございます。ちょっとひまわり教室、当初からもう少しというような感じもあったんですけれども、狭かったかなというような。これはこれからまたこういう事態が何かあれば小学校なり何なりというようなことでまた対応はしていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も反対討論までした事案です。非常に私も気になって、夏休みに何度か行かせていただきました。思っていた以上にランチルームの風抜けがよくて、また暑い日は学校の図書室もクーラーがきいている場所を開放していただいているという、学校の対応も非常に柔軟にし

ていただいたんですけれども。今、ひまわり教室の場合4年生が非常に多いです。この児童が5年生、6年生、そのまま引き続いてひまわり教室に残った場合には、当然この定数の問題も考慮しなければならないというふうに思っています。これについてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

先ほどの町長の答弁の中にも今年度の状況を見ながら来年以降のことは検討しなければならないというふうにお答えを申し上げられたと思いますけれども、通年であれば1学期の間から夏休みぐらいいまではニーズが多くて、夏休みを過ぎると減ってくるというのが通年でございましたけれども、だんだん、今でも114名ぐらいの学校開業時でもひまわり教室の場合は申し込みがっておりますので、特に今4年生が議員おっしゃるように多く残っています。実際現場の声を聞いてみるとそのまま残るような話も聞こえてきますので、そうなった場合には今の4年生が5年生になっていった場合には120名を超えるというのもちよっと想定される場所です。私どもとしてはいろいろ、6年生まで学年を延長したときに確かに議員さんのほうからも6年生は放課後児童クラブでなくてもっと別の対策を講じるべきだというふうにおっしゃってましたし。ただ、どうしても保護者の方からやはり放課後児童クラブのほうに預けて安心して仕事をしたいという御要望も確かにございますので、町としましても6年生まで拡大をしたということで上げておりますので、それには十分対応していかないといけないとは思っております。ただ、現時点でこういった形で、もう少し推移を見守りながら、当初予算の時期にはその点は明確にしないといけないというようには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回の児童福祉法の改正に伴って基準の中で指導員の資格、資格基準ですね、有資格、それからまだ検討していないと言われましたけれども常勤職員、およそ年収450万円程度と言われておりますけれども、法改正に明記される可能性も検討されています。検討していませんではなくて、実際にもう目の前にこういうことがありますので、ぜひ早目に検討してください。

最後に、先ほども言いましたように基山町の場合はなかなか住みたくても住めない住環境の問題等もあります。基山町がどうやって子育て世代を支援していくのか。例えば「ママになるなら基山町」というようなキャッチコピーのもと、町を挙げてのチルドレンファーストの今まで以上の施策が必要になってくるはずです。例えば35歳ターゲットの移住作戦など住環境の整備なども必要になってくると思われまますけれども、最後に町長、一言お願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

やはり住みやすさの実感という、それはやはりとりもなおさず子育てしやすい、若い人たちが定住するというような、そういうことを思って今までいろいろなこともやってきたつもりでございましたけれども、だんだんそれもまたそればかり、よそもそういうことになりつつもありますし、そればかりじゃいかんというようなことも来ておりますので、それはこれからまた検討をさらに、何をやったらいいのかというような、ただ住宅補助、そういうことだけじゃなくて、もっと何か突っ込んだところの施策も考えていかなきゃいかんというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

これについては次の議会でも取り上げさせていただきたいと思えます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で久保山義明議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

～午後3時30分 延会～